

米軍基地関係特別委員会記録
＜第2号＞

平成24年第3回沖縄県議会（6月定例会）

平成24年7月17日（火曜日）

沖 縄 県 議 会

米軍基地関係特別委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成24年7月17日 火曜日
開 会 午前10時3分
散 会 午後3時50分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 陳情第63号、第75号、第78号、第80号、第115号、第117号、第118号、第124号、第128号、第129号の2及び第131号
- 2 閉会中継続審査（調査）について

出 席 委 員

委 員 長	新 垣 清 涼 君
副 委 員 長	又 吉 清 義 君
委 員	末 松 文 信 君
委 員	中 川 京 貴 君
委 員	具 志 孝 助 君
委 員	仲宗根 悟 君
委 員	新 里 米 吉 君
委 員	玉 城 義 和 君
委 員	前 田 政 明 君
委 員	吉 田 勝 廣 君
委 員	吳 屋 宏 君
委 員	比 嘉 京 子 さん

委員外議員 なし

欠 席 委 員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知 事 公 室 長	又 吉 進 君
基 地 対 策 課 長	池 田 克 紀 君
環 境 生 活 部 環 境 企 画 統 括 監	下 地 岳 芳 君
福 祉 保 健 部 保 健 衛 生 統 括 監	国 吉 広 典 君
土 木 建 築 部 土 木 整 備 統 括 監	金 城 淳 君
農 林 水 産 部 農 漁 村 基 盤 統 括 監	玉 城 貢 君

○新垣清涼委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。
陳情第63号外10件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、環境生活部環境企画統括監、福祉保健部保健衛生統括監、土木建築部土木整備統括監、農林水産部農漁村基盤統括監の出席を求めております。

休憩いたします。

(休憩中に、知事公室長、基地防災統括監、環境企画統括監、保健衛生統括監、土木整備統括監、農漁村基盤統括監から、それぞれ自己紹介があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

まず初めに、陳情第63号外10件の審査を行います。

ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 ただいま議題となっております知事公室の所管に係る請願及び陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

知事公室所管の請願はゼロ件、陳情は新規11件となっております。

まず、新規の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

資料の2ページをごらんください。

陳情第75号米国原子力軍艦のホワイト・ビーチ寄港に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

県としましては、原子力潜水艦を含む原子力艦船の寄港については、最小限にとどめるとともに、安全性が確認されない限り、本県に寄港すべきでないと考えております。なお、県としましては、日米両政府があらゆる安全対策を講じ、原子力艦船の安全性の確保に最大限の努力を払うべきものと考えております。

次に、資料の3ページをごらんください。

陳情第78号米国原子力潜水艦のホワイト・ビーチ寄港に反対する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、ホワイト・ビーチへ米国原子力軍艦を寄港させないこと。2、米国原子力潜水艦の寄港については、明確な説明責任を果たすこと。1、2につきましては、処理概要が陳情第75号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。3、日米地位協定の抜本的改定を行うことについては、県としましては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、米軍や米軍人等の権利義務及び米軍の施設・区域の使用や権利関係を定めている日米地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えております。現在、政府においては、日米地位協定の改定を提起するとしており、県としましては、日米地位協定の見直しについて、その実現に向け引き続き渉外関係主要都道府県知事連絡協議会―渉外知事会等と連携しながら、日米両政府に求めていきたいと考えております。

次に、4ページをごらんください。

陳情第80号宜野座村道1号線の返還に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

宜野座村道1号線は、地域住民の生活道路として利用されていることから、いかなる場合でも部隊の運用、使用によって住民に不安や被害を与えてはならないと考えており、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会―軍転協等において、米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底について要請を行っているところです。なお、当該道路の返還等については、去る5月14日に宜野

座村が沖縄防衛局に対して返還要請を行っており、国においては、地元の意向を踏まえて米側と交渉していただきたいと考えております。

次に、5ページをごらんください。

陳情第115号オスプレイの沖縄配備に断固反対する県民大会に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

オスプレイは、ことし4月にはモロッコ、6月にはフロリダ州において墜落事故を起こしており、県民が大きな不安を抱いております。

県は、去る6月19日には防衛大臣、外務大臣、民主党幹事長に対し、また7月1日には来県した防衛大臣に重ねて配備見直しを要請したところであり、7月10日には渉外知事会において、7月12日には軍転協において緊急要請を行ったところです。また、県民大会は、全党派、各種団体、経営者団体、労働団体等、広く各界各層を網羅し、沖縄全体が一体となり、県民が主体となって開催されることが、大きなインパクトを与えることになると考えております。

次に、6ページをごらんください。

陳情第117号MV22オスプレイ配備に断固反対する県民大会開催に関する陳情、及び7ページ、陳情第118号オスプレイ沖縄配備の撤回を求める県民大会の開催に関する陳情、さらに8ページ、陳情第124号MV22オスプレイ配備に反対する県民大会の開催に関する陳情、以上3件につきましては、処理概要が陳情第115号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、9ページをごらんください。

陳情第128号北部訓練場のオスプレイパッド建設計画について反対を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、北部訓練場で強行されているオスプレイ運用のための着陸帯建設に反対し、工事の即時中止を日米両政府に対し求めることについては、北部訓練場のヘリパッドについては、SACO最終報告において、同訓練場の過半を返還することに伴い、残余部分に移設されるものであり、県としましては、SACOの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることがより現実的で実現可能な方法であると認識し、対応してきたところであります。

オスプレイは、ことし4月にはモロッコ、6月にはフロリダ州において墜落事故を起こしており、県民が大きな不安を抱いております。県は、去る6月19日には防衛大臣、外務大臣、民主党幹事長に対し、また7月1日には来県した防衛大臣に重ねて配備見直しを要請したところであり、7月10日には渉外知事会において、7月12日には軍転協において緊急要請を行ったところです。県としましては、あらゆる機会を活用して、直接、政府に対して配備見直しを求めていきたいと考えております。

次に、10ページをごらんください。

陳情第129号の2、沖縄における枯れ葉剤汚染の真相解明と経緯の説明を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、日米政府に対し、退役軍人、元高官の証言などを検証し、沖縄における枯れ葉剤の輸送・運搬貯蔵、散布、廃棄、埋設などに関して、国防総省のみならず、退役軍人省等にも直接照会、回答を求めるよう要求することにつきまして、外務省は昨年8月19日の発表で、事実関係をさらに詳しく承知するため、米側にさらなる確認を行っているとしておりましたが、米側から、改めて過去の記録を確認した結果として、当時米軍が枯れ葉剤を沖縄へ持ち込んだことを示す資料は何ら確認できなかった旨の回答があったとのことであります。また、県は昨年10月に軍転協を通じて日米両政府に対し、退役軍人等の枯れ葉剤に関する証言について事実関係を早急に確認し、地元自治体等へ説明を行うよう要請したところであります。これに対し、政府からの回答では、米側から、報道されている退役軍人の証言には幾つかの疑問点があり、信憑性があるとは考えていないとの説明を受けているとのことであります。県としましては、引き続き新たな事実関係も含め情報収集を行ってまいりたいと考えております。

2、次の(1)から(5)について、主体的な取り組みを早急に開始するとともに、継続的な県の事業とすることの(1)、(2)について、県としましては、引き続き関係機関と連携しながら、新たな事実関係も含め情報収集を行ってまいりたいと考えております。(5)につきまして、県としては、今後とも北谷町及び宜野湾市を含む関係市町村と連携を図りながら、新たな事実関係等の情報収集に努め、適切に対応していきたいと考えております。

6、上記の過程において、手続に常に透明性を持たせ、市民参加が実現できる体制とすることにつきましては、県としましては、県内米軍基地周辺の河川調査等について、その結果を県のホームページで県民に情報提供するとともに、軍転協や市町村との連携を図りながら、情報収集を行ってまいりたいと考えております。

次に、14ページをごらんください。

陳情第131号県民の命を危険にさらすオスプレイ強行配備を許さず、「普天間基地即時無条件撤去」の県民大会の開催を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

普天間基地即時無条件撤去について、普天間飛行場の危険性の除去は、喫緊の課題であり、一日も早い移設・返還の実現が必要であります。県としましては、地元の理解が得られない移設案を実現することは事実上不可能であり、他の都道府県への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えて

おります。これまで、全国知事会及び渉外知事会、総理大臣を初め関係閣僚との面談等、あらゆる機会を通じて、普天間飛行場の県外移設及び早期返還を強く求めてきたところであり、去る7月1日にも森本防衛大臣に同様の趣旨を要請したところでもあります。引き続き日米両政府に対し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現に向け、真摯に取り組むよう強く求めてまいります。

県民大会の開催につきましては、処理概要が陳情第115号と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、知事公室の所管に係る陳情11件につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、環境生活部環境企画統括監の説明を求めます。

下地岳芳環境企画統括監。

○下地岳芳環境企画統括監 環境生活部関連の請願及び陳情につきまして、御説明いたします。

環境生活部関連の陳情は新規1件となっております。

それでは新規の陳情1件につきまして、処理概要を御説明いたします。

資料の10ページをお開きください。

陳情第129号の2、沖縄における枯れ葉剤汚染の真相解明と経緯の説明を求める陳情につきまして、処理方針を御説明いたします。

資料の11ページをお開きください。

記の2の(3)について、枯れ葉剤の影響の可能性があると考えられる地域や周辺環境調査を専門家の助言を得ながら早急に実施し、その調査方法と調査結果を県民に明らかにすることについて、県においては、平成12年度からダイオキシン類対策特別措置法に基づき、県内の大気、水質及び土壌中のダイオキシン類について調査を実施しており、さらに、平成15年度からは、基地周辺のダイオキシン類調査において、基地周辺の河川の水質及び底質調査を実施しております。特に、平成19年には、北部訓練場周辺での枯れ葉剤使用報道を受け、周辺河川の底質8河川、水質3河川について集中的に調査を実施いたしました。それらの結果は、すべて環境基準以下であり、沖縄県の環境白書等に公表しているところでもあります。

12ページをお開きください。

記の3について、メイモスカラ射撃場で発見されたドラム缶に関する調査結

果のうち、既に開示されている情報以外の情報を開示し、報告されていない処理方法の情報開示を行うことについて、平成14年1月に北谷町で発見されたドラム缶のタール状物質については、沖縄県衛生環境研究所において採取・分析し、その調査結果を同年3月に公表しております。また、発見されたドラム缶の内容物については、国の責任においてすべて焼却処分されております。

続きまして、記の4について、沖縄県は、米軍基地の環境への影響に関する独自の調査体制を確立し、特に米軍の投棄物が発見された場合の検査基準、ガイドライン、検体保存基準などを策定し、枯れ葉剤の検証作業が速やかに行われるよう体制を整えることについて、県では、米軍基地に起因する環境汚染を防止し、県民の健康保護と生活環境の保全を図るため、基地周辺等において、騒音、水質などの環境調査を実施してきたところであります。また、米軍の投棄物が発見された場合等、具体的事案については、1973年の日米合同委員会合意、環境に関する協力に基づき、立入調査を求めるとともに、土壤汚染対策法や水質汚濁防止法など、環境関連法令に沿った対応をしていきます。

続きまして、13ページをお開きください。

記の5について、沖縄県が現在策定している生物多様性地域戦略や、環境関係のみならず、県民の健康、保健などに関する法・制度に項目として盛り込むことについて、沖縄県生物多様性地域戦略(仮称)の策定につきましても、生物多様性の保全と持続的な利用に係る方向性や目標、行動計画等について本格的な検討を行っているところであり、現在、有識者、行政機関、事業者団体、NPO等からなる検討委員会において、検討を重ねているところであります。

化学物質の中には動植物への毒性を持つものがあり、生態系へ影響を及ぼすおそれがあることから、同検討委員会において議論しているところであります。

以上、環境生活部に係る陳情処理概要について御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 環境生活部環境企画統括監の説明は終わりました。

次に、福祉保健部保健衛生統括監の説明を求めます。

国吉広典保健衛生統括監。

○国吉広典保健衛生統括監 それでは、請願・陳情説明資料の10ページをごらんください。

陳情第129号の2、沖縄における枯れ葉剤汚染の真相解明と経緯の説明を求める陳情の福祉保健部の所管する事項の処理方針について、御説明申し上げます。

福祉保健部関連は、12ページの記の2の(4)と、5の後段部分の2つの事項があります。

まず、記の2の(4)の処理概要を御説明いたします。

(4)、枯れ葉剤が原因の疾病、少なくとも退役軍人省が補償対象にしているものの調査を行うとともに、枯れ葉剤にさらされた可能性のある人々やその子弟の健康調査に着手することにつきまして、県としましては、枯れ葉剤による健康被害の発生は報告されていないことなどから、現時点で枯れ葉剤に起因する疾病調査や健康調査を行うことは考えておりません。

続きまして、記の5の後段部分の処理概要を御説明いたします。

5、環境関係のみならず、県民の健康・保健などに関連する法・制度に項目として盛り込むことにつきまして、環境汚染物質に関して法・制度に項目として盛り込むことについては、枯れ葉剤による県民の健康被害が確認され、その回復及び防止等に関連して、健康・保健関係法令・制度の改定等の必要性が認められる場合には、国に対して要望を検討したいと思っております。

以上で、福祉保健部に係る陳情の処理方針について、説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**新垣清涼委員長** 福祉保健部保健衛生統括監の説明は終わりました。

次に、土木建築部土木整備統括監の説明を求めます。

金城淳土木整備統括監。

○**金城淳土木整備統括監** 土木建築部所管の陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

土木建築部関連の陳情は、新規1件となっております。

資料の1ページをお開きください。

陳情第63号普天間飛行場代替施設建設事業の環境影響評価書に対する埋立事業への知事意見に関する決議を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書の公有水面埋立事業に対する知事意見については、環境影響評価法第24条の規定に基づき、環境の保全の見地から述べることであります。

そのため、県としては、同条の規定に基づき、評価書で示された環境影響評価の結果について環境の保全の見地から十分に審査し、平成24年3月27日に、当該事業は、環境の保全上重大な問題があると考えます。また、当該評価書で示された環境保全措置等では、事業実施区域周辺域の生活環境及び自然環境の保

全を図ることは不可能と考えるとの意見を述べたところであります。

御審査のほど、よろしく願いたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部土木整備統括監の説明は終わりました。

次に、農林水産部農漁村基盤統括監の説明を求めます。

玉城貢農漁村基盤統括監。

○玉城貢農漁村基盤統括監 それでは、農林水産部関係の陳情について、御説明いたします。

農林水産部関係の陳情は1件、陳情第63号でございますが、先ほど土木整備統括監が説明した処理方針と同じ内容でございますので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく願いたします。

○新垣清涼委員長 農林水産部農漁村基盤統括監の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔に願いたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 オスプレイの配備は、県は大体いつごろ知ったのですか。

○又吉進知事公室長 県はそういう計画等については、注意を払って情報収集をしてきたわけですが、昨年6月に日本政府からの通報で、米側において配備の計画があるという情報がありまして、正式な通報といたしましては、去る6月29日にあった接受国通報、これが正式な通知であったと了解しております。

○吉田勝廣委員 例えば、マスコミも政府もいろいろな情報を収集していて、それから軍事評論家とか、専門家の人たちもCH46の装備の変更である。こういうことは、ずっと10年前ぐらいから言われてきている。ずっとMV22—オスプレイを研究してきているわけですね。米国の配備計画を見ると、いわゆる24機、予定どおりハワイであるとか、その米軍基地が抱えているCH46とかえ

ましようというのは、ずっと前から言われているわけですね。米国の配備計画の中で、結局10月には普天間飛行場に持ってきますとか、9月に持ってきますとか、ハワイにもそれを持ってきますという配備計画があるわけです。県はそういう情報を余り知らないわけですか。要するに、私が言うのはよく大本営発表、いわゆる予測というのがあるわけです。CH46の装備の変更だとすると、オスプレイが結局配備というか、生産されて、安全性が確認されて、そして配備計画に基づいて米国は粛々と進めているわけです。それは恐らく日本の防衛省も知っていると思います。それはごく当たり前のことだから。県は大体、そういうマスコミ報道はずっと前からやっているわけだから、そういう情報というのは、正式に知っているということと予測するということは違うので、大体予測はいつごろからですか。

○又吉進知事公室長 予測といたしますか、情報収集は続けておりまして、議会でも何度か御質問いただきましたが、そもそも海兵隊航空計画に、CH46の代替としてこのMV22だと指名されておりました。これが四、五年前だったと思っております。その時点から情報収集は続けておりました。また、情報収集の裏をとるというのですか、政府に対してこれはどうなっているのかと、実際に来るのかという照会は、ずっと続けてきたわけでございます。昨年6月の、先ほど申し上げました政府からの通報連絡といったところで、かなり明確になったという感じがありました。ならば、それまでオスプレイの安全性という情報もいろいろ入っておりましたので、その時点で、オスプレイに対して県民が、あるいは県が抱えている懸念について政府にぶつけたと。これが1年以上も前のことでございます。しかしながら、現時点で満足する回答があるかと言いますと、今のところはないという現状でございます。

○吉田勝廣委員 米軍は粛々と進めているわけです。例えばCH46とかが訓練している、ヘリパッドのある練習場、この整備も粛々と進めているわけです。点検もしていると。だからこれに対して、基本的には少し遅すぎるのではないのかなと。この配備計画を読むとそのままなのです。粛々と計画どおり進めているわけです。だから日米両政府も、極端な話で言うと、オスプレイの配備はとめられないでしょうと。その理由はCH46の機種の変更ですと。機種の変更だと言う場合は、よく言われる抑止力という議論があります。これがいなければ抑止力がないわけだから、そういう考え方を持っていたとすると、これはとめられないと。県が幾ら何かを言ったとしても一これは今、極端な議論をしているわけです。それに対して、配備を反対する側は、抑止論から機種の変更で

ある、そういうときにとめられないだろうと。とめたとしても、一時的にとめることができたとしても、やはり日米安保条約が存在する以上は、そういうことはとめられないのではないかと。とめるのであるならば、海兵隊はみんな県外へ出て行ってもらうと。そうでないとこれはとめられないのではないかと私は思うのですが、いかがですか。

○又吉進知事公室長 今、委員御指摘の装備の変更という観点からしますと、これは、地方自治体が何かそういう権限を持っているわけではないのは確かでございます。しかし、このオスプレイの問題につきましては、CH46の代替ということになっておりますが。そもそも開発時期に事故が多かったと。さらに最近も墜落しているということで、県民が大変な不安と疑念を持っていて、これはCH46の比ではないわけでございます。したがって、昨年6月の時点で、とりわけ宜野湾市と同時に質問状を出しましたが、あの内容で非常に重点を置いたのは、やはり仮に普天間飛行場でCH46の代替になったときに、住民生活に相当な影響と危険が及ぶのではないかとという懸念です。もう一つは、北部訓練場のいわゆるヘリパッドで運用されたときに、その自然環境あるいは住民生活に大きな影響を及ぼすのではないかと、この2点をかなり重点的に問い合わせたつもりでございます。しかしながら、その回答は不十分という中で、これは確かに装備の変更として、これまで日米安全保障条約に基づいて進められてきたことであります。この機体に関しては、しっかりした回答をいただいていないということと、やはり県民が依然として不安を抱いているという中で、県としては配備中止にも言及せざるを得ないというのが現状でございます。

○吉田勝廣委員 これはSACO合意にさかのぼると、普天間飛行場が移設すると、辺野古に。SACO合意で例えば、那覇軍港も浦添埠頭にやると。それから、読谷村で訓練しているのは伊江島へ持っていくと。このような流れです。その流れの中で、結局、CH46の代替はオスプレイに決まっているのに、そのことが欠落しているわけです、逆に言えば。私は、金武町長時代にその情報をもっていただけです。CH46の代替が来るだろうねという可能性は。そのためにいろいろな施策を講じていると。例えばG3、これは演習場の管理者だから、G3は全部調査に入っているわけです。いわゆるオスプレイが離着陸できるかどうかとか。既存のランディングゾーン—LZというヘリパッドの調査にも入って、整備が始まっているわけです。だから、そういうことで粛々と進んでいるにもかかわらず、日本政府は、県がオスプレイ

配備をしますか、しませんかと聞いたときに、いつも米軍から報告はないと。いつもそういう答弁でした。だから、私は今、何を言いたいかという、実態を調査する必要があるだろうと。常に今どういう演習場が、どういう訓練されて、どのような方向性に向いているかということ調査しなければ、いざ配備しますというときに、向こうは進んでいるわけです。ハワイにも持って行って、あちこちにも持って行っていいわけだから。沖縄だけが配備できないかとなると、やはりアメリカの軍事戦略上、非常に支障を来すと。これは向こうの言い分だから、結果的には、どうしても配備したいとなるわけです。そこで、MV22の普天間飛行場配備及び日本での運用に関する環境レビュー—環境レビューを読んだのだけれども、要するに中部訓練場と北部訓練場、伊江島補助飛行場の3つがあります。普天間飛行場でもあるし、牧港補給地区とか、これはみんなヘリポートを持っているわけです。それは既存の施設だからいいとして、いわゆる訓練場は、大体、中部訓練場と北部訓練場と伊江島補助飛行場が主体になる。その既存のヘリパッド、これはランディングゾーン、着陸帯と向こうは言っているのだけれども、その訓練の回数、こっちは使えないから使いません、こっちは使いましょうねと。ここは使うから頻度はどうするかとか。そういうことが書かれているわけです。例えば、キャンプ・ハンセンからいうと、皆さんも資料を持っている、私が金武町長時代に入手したヘリパッドの部分です。知事公室長のところにも資料がありましたね。このような形で、こういうヘリパッドの訓練場がいっぱいあるわけです。この中で、廃止される部分と新たに加わっている部分があるわけです。だから、新たに加わっている部分というのが、SACO合意でLZスワン、ギンバル訓練場—これは金武ブルー・ビーチ訓練場に移設して、現に今やっているわけです。ところが、この資料を読むと、金武ブルー・ビーチ訓練場にもLZとあるでしょう。これはもともとなかったのに、なぜこれをつくったのかと。私に言わせれば、新たな基地の強化ではないかということで、演習の頻度とか、新たにヘリパッドが、LZがふえた部分を県として掌握しているか、していないか。

○又吉進知事公室長 結論から言いますと、掌握しているとは言えないと思います。ただ、今回の環境レビューで、この委員会でもいろいろ議論になった着陸帯の数が明示的に示されていて、全部で69カ所、中部訓練場では33カ所示されたのは県にとっても新しい情報でございまして、そういう開示に至ったのは、それはそれなりに新しい情報を得られたという意味では一歩前進だと考えておりますが、その演習頻度も書いてありますが、実際に何をもってこの計画がなされているのかとか、あるいは将来的にどう使用されていくのかという情報に

については、全く持っていないという状況です。

○吉田勝廣委員 私たちはよくヘリパッドと言うけれども、米側はランディングゾーンと言っているのです。このランディングゾーンとは、米軍が使用しているのはどういう意味ですか。

○又吉進知事公室長 このランディングゾーンの定義は持ち合わせていませんが、それを着陸帯と訳すならば、かつてヘリパッドとヘリポートの議論がありましたけれども、ヘリコプターが一時的に着陸するだけの面積、平場と最低限の施設を持っている状況だと理解しております。具体的な説明はございません。

○吉田勝廣委員 例えば、軍事用語の辞典から調べると、いわゆるヘリコプターの訓練の専用施設なのです。上陸地帯とヘリコプター専用で訓練する場所ですということを言っているわけです。それと、今度の環境レビューで金武ブルー・ビーチ訓練場に新しくLZとして書かれているわけです。私が前に米軍からもらった資料にはないでしょう。だから、なぜこれができたのかと。ないのに今度はあったと。米軍は、この環境レビューでLZをこういう形で公表しているわけです。北部訓練場から伊江島補助飛行場も含めて、本土も含めて。オスプレイが来る訓練場、全部指摘しているのです。もう一つですが、ここに平成19年の金武町の広報があります。金武町の広報では、金武ブルー・ビーチ訓練場に3つの着陸帯がありました、ギンバル訓練場のスワン着陸帯を金武ブルー・ビーチ訓練場に移設することは、4つの着陸帯を1つにするわけだから、騒音とか演習の頻度とか、これが少なくなりますよと述べているのです。ちょうど金武町のギンバル訓練場の返還をめぐる議論しているときです。こういう形で書かれていて、住民説明の中でもそう言っているわけです。ところが、今度の環境レビューは逆なのです。これは3つあると。私から言わせれば、これは着陸帯ではないと。金武ブルー・ビーチ訓練場は、もともと上陸訓練場なのです。先ほど私は専用施設と言ったのですが、例えばヘリパッドは専用だから、そこに通信基地だとか、あるいは車両が入るとか、テントを張るとか、こういうことはできないのです。上陸訓練場はそういう機能を持っていると。だから、ハマーとか大砲を積んだり、自動車を積んだり、そこで訓練するわけだよ。この上陸訓練場であって、そこは決してランディングゾーンではないと。ヘリコプターが訓練する専用施設ではないと。たまたま訓練はしますけれども、専用施設ではないということが1つ。だから、金武町のそういう説明の仕方も間違っていると。3つあると言っているのだから。そういうことが1つ。

それからもう一つは、金武町は演習が少なくなりましたと言った、頻度が少なくなると言ってきた。しかし、今度のオスプレイの環境レビューの中で何と言っているかということ、皆さんも持っていると思うから、例えば一後で伊江島補助飛行場もやりますけれども、61ページと62ページ。この中で指摘しているのは、いわゆる金武ブルー・ビーチ訓練場、これは34番。セントラルトレーニングエリアと書かれて、19番からLZと書かれています。その中でレアと言って、CH46は金武ブルー・ビーチ訓練場でまれにしか訓練していませんでした。しかし、今度はアベレージと書いていて、420回やりますと。14から420回です。次のスワン着陸帯は、まれにしかやっていない演習14回と書かれていて、その次は頻度が高くなるわけです。これが1260回です。ここで質問したいのは、この回数をどう見るのかということです。これに書いてある回数ですが、14回とはどういうことですか。これは実態に即しないものだから、わからないわけです。例えば、同じ飛行機が2時間も訓練するのだよ。見ていると2時間も3時間も。この頻度、回数とはどういう意味なのかを教えてください。

○又吉進知事公室長 これは本会議でも御答弁差し上げましたが、何をもって1回とするかということです。これははっきりした定義は把握してございません。単に飛来すれば1回なのか、あるいは飛来して、そこで何か行動を起こす、着陸することによって1回なのかということは、現時点で県はつかんでいないということです。ただ、少なくともそこに飛来するであろうと理解しております。

○吉田勝廣委員 だから、例えばこれが2012年4月に出ているわけです。皆さんもこれを恐らく読んだを思うのです。新聞報道もいろいろ書いてあるわけです。新聞報道も回数が多くなりますと書いてあります。これに対して、こういうものを読んで疑問点があったから、どうなのかという問い合わせをしたことないのですか。

○又吉進知事公室長 環境レビューにつきましては、これは防衛省から提出をいただいたわけですが、現在、環境生活部も含めて合同でチームをつくりまして、精査してございます。また詳細につきましては、防衛局の人間も含めてしっかりと一あちこちに課題があるものですから、それを一つ一つチェックしていく作業を現在しております。その中で今、委員のおっしゃった観点についてもしっかりと明らかにしていただこうと考えております。

○吉田勝廣委員 私はさっと読んで、こうして自分なりの分析はしているわけよ。例えば、頻度の回数が14回から1000幾らに変わると。我々からすると、現場に住んでいるわけだから、とんでもないねと。14回とだれが決めたのかと。1日3時間ぐらい同じヘリコプターが離着陸を繰り返して、上がって、また回ってきて、何回も繰り返すわけです。途中でホバリングして、森の上空で待機するわけです。待機して、上空に上がって、また待機して、またこうやるわけ。海の上でも繰り返す。その回数を14回と言っているから、よくわからないのです。よくわからないものを質問したわけです。県もわからなかったら、これをどうするのかとなるわけです。中に一応は定義みたいなものは書かれてはいる。だから、私が懸念するのは、新聞にも書かれていましたので、前田哲男氏が上空でエンジンがとまったときにどう流れるかということも書かれていたから、その危険性もあると思うけれども、実際、普天間飛行場から飛行機が飛んで、伊江島補助飛行場と北部訓練場とキャンプ・ハンセンで訓練すると。その住んでいる方々に情報を提示して、こういうことだという説明と一その地元からすれば、この演習場がどう使われているか大体わかっているわけです。この中を見るとうそっぱちではないかと。今まで14回やっていて、まれにしか演習していませんということになってくると、1400回になるということはどういうことかと。大変だねと。その信憑性も含めて、県はいろいろな調査員とか調査網を持っているわけだから、そのことをぜひもう一度精査して、これから8月5日に県民大会をやるわけですけれども、その間よく調べて、県民に公表していただきたいと思います。

最後に委員長、こういう調査をされたわけだから、米軍基地関係特別委員会としてもやはり金武ブルー・ビーチ訓練場とか、ヘリパッドとか、北部訓練場とか、伊江島補助飛行場とかの調査が必要だと思います。というのは、揚陸艦から伊江島補助飛行場だとすごく演習の質が高くなっているわけです。いわゆる揚陸艦にオスプレイが乗っているわけです。こっちから滑走路を利用して訓練しようとしているわけだから、今までになかったことです—ちょっとあったかもしれないけれども。これは、また非常に演習の頻度が増しますと、伊江島補助飛行場はなっているから。そういうことを通して、向こうの滑走路がどう使われるとか、あるいはこのギンバル訓練場の移設に伴う金武ブルー・ビーチ訓練場がどうなってくるとか。あと北部訓練場です。そういうのをぜひ米軍基地関係特別委員会として、調査していただきたいと思います。

それから、県に対する要望は、こういうものが出たら疑問点にはすぐ答えられるようにしていただきたいと思います。実態とこの環境レビューとがどうなっているのか。そして、例えば今、私が言ったような頻度の回数とか、新たな

基地の設定であるとか。これを見て実際にびっくりしたわけです。そういうことにぜひ調査機能を生かして、県民に明らかにしていただきたいと要望して、終わります。

○又吉進知事公室長 今、委員の御指摘は、やはりそこに居住されている住民の視点だと受けとめております。したがって、現在、今週もずっと調整を続けるわけですが、その中で、政府の責任で十分説明できるように求めてまいります。

○新垣清涼委員長 吉田委員から提案のありました視察調査の件については、後ほど協議したいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 今のオスプレイとの関係ですが、これは装備の変更ととらえているわけですか。

○又吉進知事公室長 政府はそのように説明しております。

○新里米吉委員 装備の変更のときに、このオスプレイの配備は事前協議の対象になりますか、なりませんか。

○又吉進知事公室長 正確なやりとりがあったわけではありませんが、政府の理解では、事前協議の対象はいわゆる非核三原則に基づく核の搭載等に関しての合意であって、少なくともCH46からオスプレイへの変更につきましては、事前協議の対象ではないという解釈を示しております。

○新里米吉委員 CH46は、つくられてからどのぐらいになりますか。

○又吉進知事公室長 現在、飛行している機体がどの時点で製作されたかは正確には承知していませんが、この試作機が飛んだのは1959年。現在飛んでいるのはE型でございますが、このE型につきましては、照会したところ80年代の初めに配備されたということです。約30年です。

○新里米吉委員 ヘリコプターの一般的な運用期間はどのぐらいですか。

○又吉進知事公室長 具体的に承知しておりません。

○新里米吉委員 30年たったということは、もう老朽化していると見ていいのですか。

○又吉進知事公室長 軍用機については一般論ではありますが、エンジンあるいはそういった装備品等についてはどんどん交換していくという理解でございますので、例えば嘉手納飛行場のF15にしましても、やはり機齢は30年を超えているということでございますので、それぐらいの運用期間はあるのかと考えております。

○新里米吉委員 中の部品はかえていくから、30年の間にはかなり取りかえられているだろうという推測ができるわけですが、だんだん老朽機に近づいてはいるわけですね。

○又吉進知事公室長 やはり30年の使用ということは、老朽化しているのではないかという疑いを持っております。

○新里米吉委員 今、飛んでいるCH46は老朽機。これもそろそろ飛んでもらっては困る。その代替機として来るオスプレイは欠陥機。どっちも飛んでもらっては困る。だから、どっちも沖縄に来てもらったら—1つはもう廃棄しないといけないし、CH46は廃棄してほしいようなやつ。オスプレイは来てもらっては困るようなやつということになりますね。

○又吉進知事公室長 県は、オスプレイに関しては具体的な危険性、安全性を問題にしております。開発初期に事故があった。さらに最近も事故を起こしていると。こういうものに対してしっかり説明するようにと、あるいはこれが解消されない限りとしておりまして、いわゆるその耐用年数等がございましょうが、その機体が本当に安全なのかどうかということを現在、問題視しているわけでございます。

○新里米吉委員 例えば、アフガニスタンの事故についてマスコミ報道では、事故調査委員長は機体の問題があると言っているのに、空軍上層部から、それを言ったらまずいから、パイロットのミスにするようにと言われたということが報道されているわけです。結局は、ここまで隠ぺいしてでもオスプレイは欠

陥機であることを隠そうとしている。これは米軍の上層部の中にあると見ないとはいけないと思いますが、ここはどう理解していますか。

○又吉進知事公室長 報道の評価についてはいろいろあろうとは思いますが。ただ、オスプレイの配備に関する経過はともあれ、航空機事故は、仮に機体が安全であっても起こり得る。それはパイロットのミスであったり、あるいはシステムの欠陥、運用形態であるわけでございまして、いずれにせよ、そういう問題で被害をこうむるのは住民であり、人間であるということです。したがって、そういったものを含めて、単に機体が安全だからオーケーということではなくて、運用体制あるいはそういうものがしっかりしていますと、あるいは環境への影響はこれぐらいですという明確な説明を県は求めているわけでございまして、答えになっているかわかりませんが、そういうやりとりを続ける中で、オスプレイのいわゆる欠陥云々についてしっかり判断してまいりたいと思っております。

○新里米吉委員 今の知事公室長の説明からいくと、恐らく機体にも問題があるだろうと。機体に余り問題はないとしても、パイロットがミスを犯しやすい機種であることも考えられる。装備が非常に複雑で、このオスプレイは相当熟練しないと飛行させるのも大変な機種で、事故を起こしやすい。そういう疑いがあると見ているわけですね。

○又吉進知事公室長 私どもは専門ではございませんので、その疑いについて確たる根拠を持ってはおりません。これまで起きた大きい事故がたしか7件だったと考えております。そのうち、初期の5件につきましてはそれなりに説明があって、配線のミスであるとか、あるいは潤滑水漏れであるとか、あるいはVRSといったものであるとか、それはそれなりに対応したのだろうと考えてはおります。しかしながら、直近の2件の事故につきましては、今、委員御承知のように、そのなぜ落ちたのかということについて全然説明がなされていない、不十分でございまして、運用云々はともかくとしまして、現実に墜落して人命が損なわれているという中で、これを沖縄に持ってくるものがあってはならないだろうというのが、現時点の県の考えでございまして。

○新里米吉委員 先ほど言いましたように、CH46は老朽化して危険、オスプレイは欠陥機で危険。先ほど来話していますように、どうもオスプレイはいろいろ墜落を繰り返しても、米国は安全を強調するばかり。墜落しているから安

全ではないはずなのに、安全だと言うから、これは県民が納得できるわけがない。このようなものが持ち込まれようとしている。予定どおり強引に持ってこようとしている。これはとても県民が許せるものではないと思うし、知事を初め、これに対しては強い姿勢で臨まないといけないと思っていますが、どうですか。

○又吉進知事公室長 今、委員のおっしゃった考え方は現に存在する考えですが、行政としましては知事を含め、従前から安全性について疑念があると。しっかり説明せよということを繰り返しているわけでございまして、それが現時点では不十分だという認識でございます。県としては、さらに県民の不安あるいは疑念といったものにきちんと答えなさいという現在のスタンスでございます。

○新里米吉委員 知事は、8・5県民大会への出席についてまだ明確な姿勢は出していませんが、恐らく出席する決意を固めているのではないかと思うのです。実行委員会がまだ結成されていないので、前回もそうでしたが、実行委員会を結成した後に要請をして、重い腰を上げるような雰囲気があって、非常に慎重に見ながらやっている感じはするのです。実行委員会から要請があったら、もう出席するという決意は大体皆さんにも、それなりの内々の話は出ていますか。

○又吉進知事公室長 これは知事の決断ということでございまして、私どもはそれをきちんと支える立場でございますが、今、この場でそういうものがある、なしについてはお答えできる状態ではございません。

○新里米吉委員 多分、実行委員会の結成を待つて、実行委員会からの要請が来るのを待っている状況だろうと推察しておりますし、内々に知事公室長にもその意思は伝わっているけれども、今、この場では言えない段階なのかなと思っておりますので、これ以上言ったらかえって迷惑でしょうから、言いません。ぜひ、そろそろ決意して、もう実行委員会も着々と進んでいるわけですから、近々実行委員会もつくられるという話ですから、知事ともその打ち合わせは、知事公室長としてその方向でもう話し合いを進めたほうがよいのではないかと要請しておきます。

もう一つ、枯れ葉剤のことですが、私も専門ではないし、大分時間もたっているのですが、1つだけ。ベトナム戦争のときは、沖縄が出撃基地だったわけ

です。キャンプ・キンザーはあのころ、いろいろ使われた車などもただ並べられるのではなくて、上にも置くぐらい物すごい数、満杯状態であふれるぐらいだったわけです。ベトナム戦争で使う薬剤も、兵器も、車も、あるいは食料も含めて全部沖縄に持ち込んで、そこからベトナムに持って行ってということだったと思うのです。当然、ベトナムで使用された枯れ葉剤も一たん沖縄に持ち込んで、そこからベトナムに行ったと考えるのが通常の見方であって、枯れ葉剤だけは米国から直接ベトナムに行って、ほかのものは沖縄から行きましたというのは常識的に考えられないのです。ここはどう考えていますか。

○又吉進知事公室長 このあたりはもう推察の世界になるわけですが、私も当時少年でありましたが、その基地の中に、そういう廃棄されたものが積み上げられている状態を実際に見ております。さらに、復帰前における米軍のある意味人権を軽視した運用というのも記録に残っておりますので、委員がおっしゃった視点での疑い、推察、推定といったものが県民に根強くあることは理解できます。それゆえに、この枯れ葉剤の問題から大きな不安が生まれているわけでございまして、政府にはしっかり説明してくださいと。さらに県は県として、その基地周辺のダイオキシンの濃度等については慎重に調べましょうということで進めてきて、現時点ではその蓋然性に至るものが出てきていない。したがって、政府は一たんそういう回答を返してきたのですが、さらに別の要素がないか。これは40年以上も前の話でございますので、何か記録が残っていないかということをございまして、何をさらに問い合わせている状況でございます。

○新里米吉委員 当時の状況から、常識的には沖縄からすべてのものが一沖縄に持ち込んで沖縄からベトナムに行くと、我々も学生のころですから、そうとしか思えない実態があったわけで、枯れ葉剤は特別に米国から直接ベトナムに行くとはいえないわけです。そのようなことを言うと核兵器と一緒に、米軍の空母には核兵器が載っているのに、日本に来るときには核兵器はどこかに抜いてあるのかと。今から四、五十年前に随分議論になりました。そのようなことはあり得ないだろうと。米国の原子力空母に核兵器が載っているのは当たり前だと。ダロクという提督がそういうことを言って、当然載っていると。日本に来るときだけ外すことはないという議論がよく言われていました。これと同じような議論をしているみたいで、だから県としては、常識的に当時としては、米国がベトナムで使用したものは一たん沖縄に持ち込まれた可能性が高いという視点だけは持って、今後も政府と協議するときにはその視点を持っていただきたいということを話して、終わります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
呉屋宏委員。

○呉屋宏委員 私は、オスプレイ配備の地元として質疑したいのですが、お二人の先輩方の話も聞いて、まず、オスプレイがここに配備されない可能性は、皆さんはどのぐらいの可能性だと思っていますか。

○又吉進知事公室長 これが何パーセント、何割と県が申し上げにくいというか、そういった情報は持っておりません。しかし、安全性が確認されていない飛行機を配備することがあってはならないと申し上げているわけです。

○呉屋宏委員 今の議論の中で、CH46E型というヘリコプターはもう30年運用している。この老朽化したものをそのまま飛ばしてよいという立場ですか。

○又吉進知事公室長 老朽化して、それが危険を示すということであれば、これは飛ばしてはならないと思っております。

○呉屋宏委員 これはだれがわかるのですか。

○又吉進知事公室長 県において、老朽化の程度とかそういうことは、一般論として長いこと使っているのだから、これは危ないのではないかという感じはいたしますが、具体的には取りかえ時期だとか、あるいはそれを交代させるべきだというのは政府の判断だと思います。

○呉屋宏委員 これは政府の判断でCH46E型が危険か、危険ではないかというものを判断する材料は、政府はお持ちなのですね。

○又吉進知事公室長 政府と申しますか、米軍はしっかりマニュアルあるいは運用のさまざまな諸規則の中で、一般論として米軍の機体を運用されている。したがって、その機種交代の時期についても、それはそれなりにおありになるのだろうと考えております。

○呉屋宏委員 一般論で私たちの生命が危険にさらされているという認識で、宜野湾市の住民は思っていてよいのですか。

○又吉進知事公室長 すべて一般論で説明してるわけではございません。いわゆる機種 of 交代について具体的な情報を持ち合わせておりませんので、県の判断は一般論という形で申し上げたということでございます。

○呉屋宏委員 県の立場を明確にさせていただきたいと思うのですが、今の時点で皆さんは、オスプレイは欠陥機だと、配備すべきではないと思われる。CH46についても老朽化が著しいと思っていて、それは30年もたっているヘリコプターだと思う。ということになると、これはどれを飛ばせばよいという話になるのですか。

○又吉進知事公室長 最後のどれを飛ばせばよいかという質問に関しましては、これは沖縄県が判断できることではないと考えております。

○呉屋宏委員 このような逃げの話ではなくて、現実にオスプレイを配備するなど県民は言っているわけです。そうでしょう。CH46も老朽化が著しいから、米軍はオスプレイを後継機に入れたいと思っているわけです。ということは、米軍はCH46はもう老朽化が著しいと見ているから交換するわけでしょう。ということになると、両方だめだと言っているわけです。では、皆さんはこの実態を見て、沖縄の海兵隊基地をどうしようと思っているのですか。

○又吉進知事公室長 まず、論点がズれるかもしれませんが、CH46は30年以上使い続けられている。これは客観的に見ても、一般論と言っては申しわけないのですが、いずれ耐用年数が来るであろうと考えております。しかしながら、それ以上の議論は現時点ではない。一方で、その代替機と言われているMV22については開発初期に事故を起こしており、その運用年数にかかわらず、そこで危険ではないかという不安、疑念が現在生じている。したがって、その疑念が解消されない限り配備されてはならないというのが県の考え方でございまして、それぞれ判断があらうかと思えます。これを含めて海兵隊基地をどうするかということに関しましては、この2つの要素で沖縄の海兵隊基地をどうすると—これまた一般論でございまして、海兵隊の兵力削減はかねてから申し上げていて、普天間飛行場の早期の返還、移設を求めているということでございます。

○呉屋宏委員 今言っていることはわかります。それは対処法の議論なのだよ。いわゆるオスプレイは直近に事故を起こしている、4月も6月もやっている。

では知事公室長に伺いますが、この5年間のCH46の事故率はどれぐらいですか。事故回数は何回ですか。ついでにCH53の事故件数も教えてください。

○池田克紀基地対策課長 今、手元に今回の環境レビューに付随しておりますデータ集がございますが、このデータ集の中に海軍、海兵隊のクラスAの航空機事故が機種ごとがございます。5年間、2007年からのクラスAの事故で申しますと、H46が2件、CH53Eが1件、CH53Dが2件となっております。

○呉屋宏委員 オスプレイは直近の事故で4月、6月。この環境レビューで2007年からと言いますが、この5年間でオスプレイは何回事故を起こしているのですか。

○池田克紀基地対策課長 同じく環境レビューに添付されているデータ集でございますが、MV22の同じくクラスAの飛行事故でございますが、2007年からのこれまでの事故件数としては1件でございます。これにつきましては、モロッコ等の事故については含まれておりません。

○呉屋宏委員 なぜ含まれないのですか。

○池田克紀基地対策課長 防衛省の説明によりますと、環境レビューをつくった段階で、このモロッコの事故が起こる前に環境レビューは作成されていたという説明でございます。

○呉屋宏委員 ということは、オスプレイは今の時点で何年につくられたのかわかりませんが、この2回を入れると3回ということだし、CH46、CH53についてもそれ以上の事故が確認できるのですか。

○池田克紀基地対策課長 今、お答えいたしましたのは、あくまでも事故の中でもクラスAと言われている、かなり損害額等の大きい事故の件数でございます。クラスA以外のもう少し程度の低い事故、クラスBとかクラスCの事故については、データとしては示されていないところです。

○呉屋宏委員 それでは、CH46は県内で事故は起こしていないけれども、民間地によく不時着をしました。その回数はこの5年でどのぐらいあるのですか。

○池田克紀基地対策課長 手元にございます統計が、復帰後の米軍関係の航空機事故ということで機種ごとのものがございます。これによりますとCH46が30件でございます。ただ、この中の30件のうちの不時着、それ以外の部品落下等々の具体的な件数については今、手元にデータはございません。

○呉屋宏委員 県民はオスプレイは絶対に反対—これは私も同じ思いです。CH46もCH53も老朽化している段階で、皆さんが140万人余りの沖縄県民の生命、財産を守るという観点からして、海兵隊の基地はここからすべて、この資料が説明する部分からしたら、もう要らないという話にしかならないのではないかと。皆さんは、今の沖縄県の海兵隊の基地が、本当に沖縄に対する役割、あるいは日本に対する防衛の役割も含めて、そして、もう一つ大きなところは、ヘリコプター抜きで沖縄の海兵隊基地が存在するのですか。まず、そこだけは聞きたい。

○又吉進知事公室長 委員がおっしゃった海兵隊基地の存在意義、さらにヘリコプター基地の運用につきましては、県もかねてから疑問なしとしないということでございまして、これを昨年29項目の質問として、海兵隊の存在意義ということで政府に出してございます。しかしながら、今おっしゃった論点については回答がなく、県としましてもさらなる説明を求めている状況です。

○呉屋宏委員 私はもう一つ踏み込んで言えば、今までワシントンにも3回行っていきますし、日本部長とも、ペンタゴンも3回とも行っている。その中で、普天間飛行場から飛び立ったヘリコプターはキャンプ・ハンセン、キャンプ・シュワブで兵隊をピックアップして、北部訓練場や伊江島補助飛行場に連れて行くのが仕事でしょう。その中で、普天間飛行場がないという前提でこの海兵隊基地の運用が可能なのかということです。そうしていくと、このオスプレイは要らない、CH46も要らない、CH53も老朽化しているということは、皆さんの答えが示すものは、海兵隊基地は全面撤去でしょう。違うのですか。なぜそれを打ち出し切れないのですか。

○又吉進知事公室長 まず、海兵隊の存在につきましては、最も沖縄で構成人数が多く、負担になっていること、これは県民のコンセンサスだと思います。したがって、海兵隊の兵力削減ということをやっと求めております。しかしながら、これまでのSACO合意等につきまして、委員のおっしゃるような全面撤去といったものが現実的かどうか、そここのところの判断はあると思いま

す。しかしながら、一つ一つ方策として、やはり普天間飛行場の移設は—これは海兵隊の存在もそうですが、その市民に非常に危険が降りかかっているという、それを原点として我々は求めているわけでございまして、普天間飛行場の移設、あるいは現時点で言えば、県外移設によって生じる運用の問題、あるいは海兵隊がいかなる形でそこにいるかというのはしっかりと政府の中で検討していただきたい。それはさまざまな説が米側にもあって、可能性は全くゼロではないと考えております。

○**呉屋宏委員** 今の最後のところで、可能性はゼロではないというのは、何に対してゼロではないのですか。

○**又吉進知事公室長** つまり、県外移設、代替施設を県外に持っていくことによって、先ほど委員がおっしゃったように、沖縄の海兵隊の運用が全く困難になるのかという観点でございます。

○**呉屋宏委員** 私はワシントンで3回、その話を聞きましたが、彼らはヘリコプター基地なしで海兵隊の運用はできないと言っている。だから県内だと言っている。それを県外にできる可能性はどれぐらいに考えていらっしゃるのですか。

○**又吉進知事公室長** ゼロではないというのが考えでございます。

○**呉屋宏委員** ゼロではないというのは、それは海兵隊の兵士は置いて、そこで休憩に来るぐらいだったらゼロではないですよ。しかし、我々が今危険にさらされている射撃場の問題もそうですが、前に金武町であった実弾射撃場の流弾の問題もそう、都市型訓練施設もそう、そして今のオスプレイもそう、射爆撃場の問題もそう、南北大東島に行くためのホテル・ホテル訓練区域の海域もそう、すべてそうではないですか。本当に抜本的に課題を解決するのであれば、海兵隊は県外でしょう。私は今でも普天間飛行場をなくすということは、基本的にすべての海兵隊基地はなくなることに繋がると思っているのですけれども、どうですか。本当はそうではないと思っているのですか。

○**又吉進知事公室長** 今、県が求めているのは普天間飛行場の県外移設である。私の理解では、それが海兵隊の全面的な県外への移設に等しいという御思想だと考えますが、しかしながら、その海兵隊の要素をすべて普天間飛行場の

移設をもって、沖縄から海兵隊がすべて出ていくというロジックには恐らくならないだろうと思っております。

○呉屋宏委員 ヘリコプターがない海兵隊基地で何ができるのですか。可能性があるというのは。

○又吉進知事公室長 それは県もいろいろ検討しておりますが、県がこうですとお答えできるだけの材料を持ち合わせておりませんが、普天間飛行場はとにかく早急に県外に移設していただきたい。その後の海兵隊の運用をいかなる形で、いわゆる抑止力を発揮するかといったことについて、これは勝手に国でやりなさいと言っているわけではなくて、どうやってやるのですかと、そこを国に問いただしているわけでございます。ですから、そういった説明も聞きながら、県は一つの考え方をまとめていくことになろうかと思えます。

○呉屋宏委員 そろそろ閉めますが、私は今までこの問題とずっと向き合ってきて、CH46からオスプレイにかわるということは二、三年も前から、早いときで平成17年にペンタゴンに行ったときからその話はちらついていた。しかし、それは情報として皆さんのところにあっても、それは運動として起こせなかったこともあるでしょう。だけれども、このオスプレイが来るまでには普天間飛行場をどうにかしたいという思いでした。どこから進入したって、そこには9万人余りの人が住んでいるわけだから、これは危険であることは間違いない。今のオスプレイを配備しない。CH46も老朽化している。CH53も落ちたばかり。そういうことをすべて総合的に判断していったときに、沖縄の海兵隊基地はもう賞味期限が切れていると思っている。もう一つ、もっと大きいのは普天間飛行場に兵舎はないのです。ここから飛んでいったものがキャンプ・ハンセン、キャンプ・シュワブで訓練したり、北部訓練場で訓練しているわけ。ということになると、これはだれが兵隊を連れて行くのかとなると、だれが見たってわかるわけだから。なぜキャンプ・ハンセンもキャンプ・シュワブもオブラートに包んでおいて、普天間飛行場だけを本当に撤去できると言って、現実的にならないような話をしているのかが理解できない。全部返還したほうがいい。北部訓練場も含めて。そうしたら、東村高江のヘリパッド問題も起こらない。辺野古の問題も起こらない。県はそういう姿勢を示すべきではないのかと。そこまでオスプレイを反対するということは、もうそろそろ腹をくくってそこまで突き詰めなければ、この問題は話にならないと私は思うのだけれども、最後に意見を聞かせてください。

○又吉進知事公室長 委員のお考えは、こういうお考えもあるのだなと大変肝に銘じたいと思いますが、県としましては、SACO合意の事案を粛々とあるいは現実的に進めるという立場、さらに普天間飛行場の県外移設を求めるという立場、さらにオスプレイの安全が確認されない限り反対であるという立場、これは並立して存在し得るものだと考えておりました、それぞれしっかりと取り組んでまいりたいというのが県の立場でございます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城義和委員。

○玉城義和委員 今のやりとりは、県の基地政策に戦略性がないというか、そのことを私も感じておりました、一貫性といいますか、戦術的対応はあるけれども、戦略性に欠けているということの問題だと思います。

オスプレイは今年24日に山口県に陸揚げされるとなっています。その後の沖縄配備までの流れはどうなりますか。

○又吉進知事公室長 これも政府からの説明、あるいは報道等から断片的に私どもは情報をとっているわけですが、24日前後に山口県に到着し、そこで陸揚げし、所要の調整—具体的にはわかりませんが、それを行うと。そもそもそこで飛行試験等を行った上で、普天間飛行場に配備という説明があったわけです。昨日の総理の発言もありましたが、安全性が確認されない限り飛行させないという方針のようでございますので、米海兵隊岩国飛行場でどのような措置、あるいは説明が行われるかということでスケジュールも変わってこようかと考えております。

○玉城義和委員 防衛省の説明だと、24日に陸揚げをします。そして、そこで機体の組み立てが行われて、その後1カ月ぐらいかけて調査報告書が出るであろうと。その調査報告書が出た後は、ただ米国任せでは幾ら何でも国民にメンツが立たないので、日本政府としても米国に調査員を派遣するとかして、独自の調査を1週間か2週間かけてやると。その後で米海兵隊岩国飛行場で試験飛行をやると。その後沖縄配備という段取りですよね。そうすると、さっきの話とも関連するのだけれども、今、県は安全性について疑念があると、それに答えていないと。ここのポイントだけれども、例えば米国から報告書が出て、それを日本政府が多少フォローしてオーソライズするとしても、何をもって我がほうとしてこの疑念が晴らされたとか、あるいは晴らせていないということ

どこで判断するのかということが問題なのです。だから、先ほどの議論もそうですが、防衛大臣も、この前テレビを見ていたら、私も乗ったことがないのでわかりませんと。パイロットにしかわかりませんというようなことを言っているわけで、大変無責任きわまりない話で—まあ、それはそうかもしれないと思いますよ。きのうの朝日新聞なんかも、例えばオスプレイ—これはC V 22だけれども、空軍のほうだけれども、実際にドナルド・ハーベルという退役准将が語っている朝日新聞の記事を見ると、実際につくった報告書を軍の上層部の圧力でつぶしているわけです。だから、こういうことが日常的になされているとすれば、米国で出た報告書を沖縄県がどういう立場でどう検証するかというのは、別に出なくても既にわかる話で。これはどうなさるのですか。そここのところがさっきのお話の問題なのです。そこはいかがですか。

○又吉進知事公室長 オスプレイに関しては、さまざまなやりとりがあったわけでございます。県としましては、基本は昨年出しました29項目の質問書、これが基本だと考えております。これに対して、まず最低限きちんと回答する必要があるかと。さもなくば納得がいかないという立場を維持しております。ちなみにこの29項目のうち、しっかり回答いただけたものが12項目、県がこの回答では不十分であるということで再質問したものが3項目、不十分であって、かつ政府が精査中であるものが9項目、これは見解が違いますというものが5項目となっております。結果から言いますと、県はこれに納得していないわけでございます。これが前提でございます。まず、これを納得させる必要がある。さらに環境レビューでのやりとり、3つ目に今、委員が質疑されました事故原因の究明とそれぞれありますので、県は立場上、どれ一つおろそかになってもこれを大丈夫だと県民に説明できないわけでございます。

○玉城義和委員 今、知事公室長がおっしゃったのは、オスプレイに特化した話ではないわけでしょう。もうちょっと一海兵隊の抑止力等々、沖縄に存在する理由等々についての話でしょう。

○又吉進知事公室長 オスプレイのことでございます。質問状はオスプレイと海兵隊の抑止力の2つ出ておまして、たまたま項目が29項目で同じです。今、申し上げたのはオスプレイの配備に対する質問状でございます。

○玉城義和委員 これまでの米国の対応は、これまで海兵隊が非常に権威をかけて開発して、何があってもこれは配備する、運用するという海兵隊の強い意

志が働いているわけです。だから、どのような調査報告書についても、海兵隊が、もし仮にこれに構造的な欠陥があって、エンジンにトラブルが発生しやすいと—これはエンジンからしょっちゅう火が出ておりますので、そういう報告書になるはずがないわけです。これもわかりきった話で、そういう意味では、そのときに技術的な高度な航空機の機種なり、あるいは構造に関する細かい話に沖縄県が介入できるはずがないのです。そういう意味で言えば、私はもう即座に沖縄県が追い込まれると思います。そのときにさっき話が出たように、やはりそうであるならば、この安全性が確認されるとかされないとか、事故原因がどうのこうのという組み立て方は、県の対応としてどうだろうと思うのです。その辺は考え抜かれた対応ですか。

○又吉進知事公室長 まず、今の説明につきましては、これは委員がおっしゃる面が確かにあるかと思えます。私どもは専門家ではございませんし、いわゆる組織の大きさから見ても、そういう状況に追い込まれる可能性はあると。その意味で昨年の29項目は、県が宜野湾市と相談して出した県民視点での質問項目でございまして、最低でもそこには回答してくださいとあってあるわけです。しかしながら、その回答はない状況でございまして、おっしゃるように、確かに非常に技術的あるいは英文で高度な説明をされたときに、私どもがすべてこれを理解、そんたくできるかというのはかなり疑問なしとはしないのですが、最低限当方が出した質問には答えてくれというのが県のスタンスでございします。

○玉城義和委員 極めて対処療法的といいますか、戦略性に欠けるというのはそこなのです。要するに、このオスプレイの配備そのものに反対するという考え方と、あるいは条件闘争的に事故原因がわかればとか、あるいは安全性が確認されればという条件をつけることによって、逆に追い込まれるわけです。だから、ここのところは一逆に質問すると、難しい話になるのだけれども、どういうことが達成されれば県は認めるのですかという話になるわけです。これは言えますか。

○又吉進知事公室長 今、委員の御質疑の中で、条件闘争ではない配備に反対することとその条件を示すということの関係性は、そんなに違う立場ではないと。当然、反対するからにはその理由が必要でしょうと。反対する理由、あるいはそれが改善される条件といったものを突きつけるのは当然のことと考えておりまして、したがって、ならば何か条件が満たされれば、この反対を取

り下げるのかという質問に対しては—それは一般論としてはそうですが、一つ一つ我々の疑念を晴らしてくれと。まずそれを私どもは申し上げているわけです。

○玉城義和委員 よく趣旨がわからないのだけれども、ここははっきりさせたほうがいいと思います。県民的にはそう思っているのですが、やはりそこにふわっとした、ファジーな部分が残っていて、どこまで本気で言っているのかというのがある。例えば、具体的に名前は言えないのだろうけれども、何が達成されれば、何が獲得されれば配備が可能なのかと考えることができるのかということも含めて、そこはどうですか。

○又吉進知事公室長 例えば、これが達成されれば、県民が安心して配備に反対しないという条件があるかどうかと聞かれると、なかなか難しい面がありますが、県としましては、少なくとも当初の29項目、さらにこれから発していくであろう環境レビューに対する質問。恐らくそういったものに一つ一つ100%答えていただきたいという作業を進める。その上で、オスプレイの評価は変わってくるかもしれません。

○玉城義和委員 よくわかりませんが、今の段階でこれだけ言ってもあれですから、もうちょっとそこは戦略的に総合的に考えて、トータルで考えていかないといけないと思います。先ほど呉屋委員の勧めがあったように、県としても矛盾にぶち当たっているわけです。そこはもうちょっとトータルに戦略的に考えないと、すぐ今のような話になって、非常に難しい立場に追い込まれていくことが容易に予想できるのではないかと私は思います。そこだけは指摘しておきたいと思います。

陳情説明資料の5ページ、陳情第115号、県民大会のことですが、この5ページの陳情処理概要を見ますと、県民大会は全党派、各種団体、経営者団体、労働団体、広く県民が主体となって開催されることがインパクトになると考えていると書いているわけです。その後、県としてもあらゆる機会を活用して、全力を挙げて配備反対を求めていきたいと考えていると。ここまで書いておられるわけだから、これはまさに県民大会の趣旨と全く合うわけで、あらゆる機会を通じてと県知事がおっしゃるのであれば、これは当然、ここは御出席いただけると思いますか、むしろ主催者的な立場でやられるとこれからは読めるのです。まさに全会派、県議会の会派も含めて、経営者団体も交渉中で、ぜひ実現したいと思っておりますので、そのこのところはこの陳情処理概要

と全く趣旨は同じですが、いかがですか。

○又吉進知事公室長 これまで幾つかの県民大会を通じて、ここで書きました処理方針の背景には、やはりそれぞれの県民大会は一つ一つ意味がおありになったのだろうという前提でございます。しかしながら、今の環境と、さらにここで示しました全会派、さまざまな団体といったものをしっかり県として検討させていただいて、知事とも十分相談して、検討させていただくというのが現状でございます。

○玉城義和委員 あす実行委員会を発足させて、県知事にも正式に要請に行きたいと思っています。そういう実行委員会全体の要請があるとすると、知事としてはお受けになる用意はあるということですか。

○又吉進知事公室長 それはお答えしかねますが、そういう県議会のしっかりした動きというものの、きょうの議論も含めて知事には報告して、しっかりとした判断がなされるように努めていくのが、私の役割でございます。

○玉城義和委員 なぜそのように持って回ったことを言わなければいけないのか、私にはよくわかりませんが、大衆団体といいますか、大衆運動と行政は一線を画さなければならない美学というのか、哲学というのはどこから出ているのですか。教えてください。

○又吉進知事公室長 個人的見解になるかもしれませんが、行政は行政の役割があろうかということございまして、いわゆる住民運動は尊重しつつも、やはりそこには過去にもそうでしたし、あるいはこの保守県政下でなかった時代の県民大会も、たしか知事はそのようなことを発言されていたと記憶しておりますので、そこは一定の立場の違いがあろうかと。持って回った言い方で申しわけないのですが、そう考えております。

○玉城義和委員 格が違うと。ぜひ検討していただいて、知事が出席できるようにしていただきたいと思います。

北部訓練場のオスプレイパッド建設反対を求める陳情ですが、陳情者の陳情趣旨は、建設反対についてどうかということを行っているのですが、この処理概要はそれについて全然触れていないので、オスプレイの話に終わっているのですが、この陳情の趣旨は、オスプレイがここで訓練してと明記されているの

○又吉進知事公室長 宜野座村道1号線は、その区域は提供施設内にあって、提供施設ではあるのですが、しかしながら住民の生活道路として供されてきたという状態でございます。これをしっかりと提供施設から外して、返還してもらいたいというのが村の立場でございます。

○玉城義和委員 これは宜野座村道1号線となっているのだけでも、それでよいですか。

○又吉進知事公室長 これも沖縄防衛局の説明ですが、宜野座村道1号線は日米地位協定第2条第1項(a)の米軍専用施設でございます。共同使用の合意がなされていないと。しかしながら、キャンプ・ハンセンの出入り道の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許されていると。これは1952年12月の演習場の立ち入りに関する合意を根拠に、そこは米軍が使用を許している形になっていると理解しております。

○玉城義和委員 米軍が使用していないときには使用できるという日米地位協定の中の規定で、これを村道1号線と認定することはできるのですか。

○又吉進知事公室長 そのあたりの経緯や法的根拠については、現在、県は承知してございません。

○玉城義和委員 もう一つ、日米地位協定の中で少し申し上げておきたいと思いますが、陳情第78号、ホワイトビーチに関する陳情の中の日米地位協定の改定です。これも古くて新しい問題であります。大田知事のころからほぼ同趣旨の改定項目がずっと上がっているわけですが、20年近くたっても、ほとんど抜本改定が進まないということがあるわけですね。私は本会議で何回か問題提起をしているつもりではありますが、どうしてこれが前に進まないのか、どうしてこの抜本改定に外務省含めて、政府としてのってこないのか。この原因はどこにあると考えますか。

○又吉進知事公室長 これは何度も委員から厳しい御質問をいただいている中で、基本答弁は、やはり政府が運用の改善をもって、日米地位協定の見直しの方向性としているところに原因があると、これまで申し上げてきたところです。

○玉城義和委員 なぜ抜本改定ではなくて、運用の改善ということにとどまっ

ているのかと聞いているのです。

○又吉進知事公室長 この件につきましては、何度も公式、非公式にどうして日米地位協定が改定できないのか、運用の改善にとどまっているのかということを知っているわけですが、いろいろな説がありますが、政府として公式におっしゃっていただけません。したがって、県もその理由については承知していないという現状です。

○玉城義和委員 知事公室長、これはなかなか無責任な発言というか、なぜ抜本改正ができないのかという理由がわからないのでは、これは手の打ちようがないではないですか。ただ単にあらゆる機会をつかまえてやるというのでは、何かNHKの青年の主張大会ではあるまいし、あちこちで言えばよいという話ではないのです。だから、先ほどの話と同じ話にはなるのだが、どうしてそれができないのかということをもっと突き詰めていかないことには、しょっちゅう同じ議論だけをして、この抜本改定について一向に前に進まないでしょう。だから、そこのところはもう少し水面下の交渉も含めて、何が隘路で、どうして進まないのかということをもっと掘り下げて、解決策を探る必要があるのではないですか。そういう努力はなさっているのですか。

○又吉進知事公室長 まず、そういう理由が示されない、運用の改善をもってということがある中で、県は、例えばドイツあるいは韓国、スペインといった地位協定と比較して一その優劣はあろうかと思いますが、こういったことがどうしてできないのかということは知っているわけですが、しかしながら、そういう回答がないと。さらに、これは恐らく非公式な発言でしょうが、米国は100カ国以上の国と地位協定を結んでいて、その中で、日米地位協定は最も接受国に有利な協定なので変えるには及ばないといったような考え方も示されているわけですが。しかしながら、県は運用の改善では不十分だということは認識しているところですが、やはり11項目について抜本的に見直してくれと言っている現状でございます。

○玉城義和委員 これはいろいろ考え方があると思います。私が外務省北米局日米地位協定室の歴代の室長とお目にかかって、非公式も含めて聞いたところでは、沖縄県が出している日米地位協定の11項目を改定するのに日米安全保障条約に手をつけないでできるとは思いますかと聞くと、歴代の室長は全員できませんと言うのです。つまり、この日米地位協定の問題が前に進まないのは、日

米安全保障条約の壁なのです。日米安全保障条約第6条とか日米安全保障条約の精神は、日米地位協定にきちっと盛り込まれているわけです。基本的なところで骨格が入っているわけです。だから裁判権の問題とか引き渡しの問題とか、そういう基本的なものに触れるわけです。要するに、米軍が日本に駐留しているという彼らの持っている考え方、日米安全保障条約の基本的な精神みたいなものがきちっとこの中に入っています。11項目の日米地位協定の改定は、外務省、日本政府は基本に触れると思っているわけです。だから、この抜本改定に手をつけると、これは日米安全保障条約第6条を含めて手直ししないととてもできないというのが彼らの理屈なのです。そこを共通認識として持つかどうかということです。やはりそこをもって、知事が日米安全保障条約を改定しないで済むと考えるならば、日米安全保障条約を堅持しないといけないと考えるのであれば、それを避けてどこから手をつければいいのかともしっかりと具体的にいかないと、11項目を並べて、はい、どうぞと言っただけではだめなのです。だから、その日米安全保障条約の核にかかるのはどの項目なのか。まず、日米安全保障条約に手をつけずにできるのはどこなのかということをもっと細かく割って、できるところからやってみるとか、そういうことをやらない限り一步も前に進みませんよ、包括的にやる間は。そういう意味では一種のトラウマになって、1967年の安保闘争以来、日米安全保障条約に手をつけることは大騒ぎになるというようなことがあるものだから。そのところは日米両政府とも暗黙の了解なのです。この2つは。だから手がつかないわけです。だから20年たっても動かないのです。まず、そこをどう認識するかをきちっとやらないことには、私はこれは全然解決しないと思います。そこは言っても直ちにどうとなる話ではないかもしれませんが、県全体として、もっとそこはきっちり政府とも内々の水面下の話も含めて、もっと実のある話をしないと。ただ言っているだけ、ただある規定を取り上げて言っているだけという話では、あと10年たっても、20年たっても全く動かないですよ。そこはぜひ本気で考えてほしいと思います。チームでもつくって、新しく課ができたのだから、その課の一つの主要なテーマも含めて少し突っ込んだ議論をしてください。見解をどうぞ。

○又吉進知事公室長 日米地位協定の見直しが日米安全保障条約に波及する、あるいは根幹がそこにあるというのは私も同感でございます。そういう意見も聞きますし、そういうことから日米地位協定の見直しは難しいということでございます。しかしながら、その方法論として県は11項目を掲げてぱっと出すわけではございませんで、これまでの議論の中では、環境特別協定という形で何とか実をとれないかとか、そういった形はいろいろやっているわけではござい

すが、具体的な各論に入る前に議論が閉ざされてしまう傾向は現実にあるか
と思います。したがって、そこをこじあげるといいますか、しっかり政府にも
対応していただくということにつきましては、今、委員がおっしゃった手法も
含めて、しっかりやってまいりたいと思います。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

午後0時0分 休憩

午後1時25分 再開

○新垣清涼委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 このオスプレイに対する陳情です。数多く出ているというこ
とで、やはり宜野湾市としても本当に安全性が確認できない。このような状態
は市民、県民挙げて本当に不安が払拭できない。このオスプレイは本当に反対
だというのは知事公室長もよく御存じかと思います。やはり、その姿勢はしっ
かりと政府に伝えてもらいたいということ、それをきっちりしていただきたい
ということと、もう一つ気になることで、オスプレイとは一体どういう飛行機
なのかということです。私が持っている資料—おとといの産経新聞ですが、ど
ちらが正しいかさっぱりわからないのですが、産経新聞によるとオスプレイは
とにかく低い事故率と載っているのです。具体的にどう載っているのかという
と、例えばフロリダ州の事故後にまとめた10万飛行時間当たりの事故件数を示
す事故率があるのです。これがC V22、MV22。そして米海兵隊所属のヘリコ
プターを含む航空機の平均事故率と比べたら、オスプレイが断然低いわけです。
こういった情報は本当に確かであるのか。私が何を言いたいかということ、やは
り危険と言われているこのオスプレイでお互いが危険と言っているところ、危
険と言うときの定め方、そして米軍が言っている安全にはかなりずれがあるの
ではないかと思うのです。例えば、産経新聞は10万飛行時間当たりを主にやっ
ているわけです。県内の新聞は10万飛行時間ではなく、事故が何回起きた、こ
の損傷の割合を言っているわけです。ですから、これを全部私たちは正しい情
報としてやらないと、意見は決してかみ合わないかと思うのです。やはりその
辺は皆さんで比較、検討して、しっかり情報としてキャッチしているのかとい

うことをお尋ねしたいのですが。

○又吉進知事公室長 知事が何度か申しておりますが、やはり県はデータ主義、実証主義だと最初から言っております、今おっしゃった事故率も検証しています。ただ、今おっしゃったように、どうも米軍等その他の情報では、要するに、安全であるがゆえを強調するための事故率みたいな出し方もあるようでございまして、そのあたりは高い低いをもって、なかなかこの飛行機が安全だと断定できないと考えております。しかし、多角的な面でこれは検証していきたいということで、昨年来29項目の質問状を出しましたし、さらに申し上げましたように、開発時期の事故についても説明を求めたところ、それはそれなりに改善されているという理解もしております。しかし、直近の2件の事故につきましては、どうも今、公式発表あるいは非公式な発表を見ても、十分説明が尽くされたとは言えない。やはりこれは安全であることをしっかり証明したことにはならないと考えておりますので、その説明を求めていくといったことで、県も矢継ぎ早にといいますか、いろいろな観点から一事故率もそうですし、質問を發しまして、もし安全とおっしゃるならばきちんと証明していただきたいと申し上げているわけです。

○又吉清義委員 ぜひその辺をしっかりとしないと、本当にお互い間違えた情報というか、オスプレイに関して本当にもこののだという明確な回答は出ないかと思うのです。幾ら安全と言われていても、実際に2回落ちているのも事実ですから、そういった意味で、本当に安全と言えるものなのかということもきちんとして検証していただきたいなど。そういう攻め方をしないと、多分米軍のほうも納得しないのかなと。日本政府としても、どのように交渉してよいかかわからない分野に、壁にぶち当たらないかなとということがある。もう一点、いつも新聞記事を見ると、米軍の抑止力ということがよく出てくるのですが、沖縄の基地問題はこの抑止力、そして東南アジアの平和を維持するという形、そこまで議論しないと沖縄の基地は語れないのだろうかという個人的に非常に気になるのです。例えば今、ある外国で第一列島線から第二列島線まで線引きして、自分たちの国だという国も出てきたし、インド洋まで自分たちの国だという国も出てきたし、そういった中でこの抑止力があるのかなのか。それもやって初めてこの米軍基地もどうあるべきなのかと議論できるものだと私は理解しているわけです。やはり皆さんも基地についてそこまで議論して、初めて日本政府、米軍とも早く普天間飛行場は出て行きなさいと。もちろん普天間飛行場自体町のど真ん中で、これは一日も早く出て行きなさいというのは当然です。先ほど

の沖縄の基地に対する考え方はどのような姿勢かということ、この際きっちりそこまで議論を深めないと、例えば私たち沖縄県民が、日本国民1億人余りを守るためにいつまでも沖縄が犠牲になってよいのかということ。そういった議論にまで入らないといけないのではないかと思います。ぜひ、そういった議論の場も設けるべきだと思います。それができて初めて基地問題は解決するのではないかと考えがあります。その辺の議論する場があるのかなのか、実際なされたのかどうか。

○又吉進知事公室長 基本的に今、委員のおっしゃったところはよくわかることとあります。いわゆる抑止力でありませうとか、ここでの米軍のプレゼンスというものは、基本的に県は日米安全保障条約の機能を認めていく立場でございますので、抑止力は一般論としてあるということ、過去に知事が議会で答弁したと思います。しかしながら、抑止力とは実はなんぞやということにつきましては、昨年来、県は政府あるいは米軍はどう考えているのかと改めて聞き直しております。しかしながら、どうもいま一つ県が納得するような回答ができていないというのが1つです。それともう一つは、日米安全保障条約は認める立場ではありますが、ならばなぜこれだけの兵力が沖縄に必要なのか。専用施設面積の約74%がなぜ沖縄に必要なのかということに対しても明確な回答がない、あるいは政府としての基本的な方針が示されていない中では、既に県は質問状も出していますが、おっしゃるように、沖縄の基地問題の非常に根底から問い直していくことを続けてまいりたいと考えております。

○又吉清義委員 今、こういった29項目を出しながら、本当に67年間も今のままでよいのかということもぜひ強く両政府に働きかけないと、宜野湾市に住んでいる市民としては、町のど真ん中にある普天間飛行場、とにかく一日も早い撤去・移設を望むということを重ねて皆さんにお願いしておきます。それをぜひ実現していただきたいなど。本当に重ね重ね—これは、オスプレイ以前に本当に一日も早い撤去・閉鎖が市民の本望かと思えます。なくなってしまうと、そういった安全、平和が守れるものですから、そういうものが主な趣旨ではないか、市民挙げての本当の思いではないかという気持ちがあるものですから、あえて申し上げます。

もう一つ、基地が返還された場合に気になるのが、12ページがありますが、この跡地利用という視点も、私たちはやはり基地は一日も早くなくなってもらいたいという意志をお互いに持っている。やはり跡地利用についても、陳情にもありますように、この中からドラム缶が出てきたとか、そういった基地内の

試掘調査といいますか、そういうものにもっと力を入れてやっておかないと、いざ返還されたら、約480ヘクタールの跡地利用に対してかなり弊害が出てくるだろうという考えがあります。ですから、皆さんとしてこの試掘調査については、いろいろな枯れ葉剤の検証作業は一通り終わったと解釈してよいのかわからないのですが、そういうものもやっているということですが、その辺は皆さんとして、基地の跡地利用に向けてそういった調査については、現時点ではほぼ完了していると理解してよいのか。まだまだここはやるべきだというポイントもあるかどうか。その点についてはどのようになっていますか。

○又吉進知事公室長 この問題の課題は、実際に返還が合意された跡地、しかし、実際に原状回復まで時間がかかると。しかし、合意されている以上は返還一引き渡しの前に調査をさせてくれというのが県の主張なんです。既に返還が決まっている土地についても、やはり日米地位協定の管理権を盾になかなか応じていただけない。そこは運用改善で少し実現していることもありますが、やはり仕組みとして跡地を返還前に調査する、あるいは汚染物質が存在する蓋然性が高い場合にそこを調査する仕組みは現在できておりません。したがって、これは渉外知事会あるいは軍転協の要請の中でも、少なくともその返還が合意されたSACO合意あるいは再編実施のための日米のロードマップ―ロードマップで跡地に関しては、速やかに例えば使用履歴とか、そういうことをもとにその調査をさせていただきたいと申し入れているわけです。これは今後、引き続き政府に対して求めていくことにしております。

○又吉清義委員 この中でもう一つ、皆さんアバウトに書いてありますが、要するに発見されたドラム缶の内容物については、国の責任においてすべて焼却処分という書き方をされているのですが、やはり皆さんとしては中身云々について確認しておられるか、おられないのかです。やはり本当にお互いが思っているものがあると、例えば枯れ葉剤が本当にあったという例が一つでもあれば、やはりこれは基地内全体にある程度そういった網を張って、お互いしっかりしておかないと大変なことになるかと思うのです。掘ってみて、あっちからも出てきた、こっちからも出てきたという可能性も十分あるかと思えます。やはりそういった意味で、ドラム缶の内容物は、皆さんでも実際に国が処分したと書いてあるのですが、どのような中身だったのか御存じないですか。

○下地岳芳環境企画統括監 当該ドラム缶の発見・発掘されたという情報について我々もいち早く入手して、その現場を確認して、なおかつその検体をサン

プリングして、沖縄県衛生環境研究所で性状分析をしております。ただ、有害物質28項目について試みたのですが、何しろ中身がタール状だということで、8成分に分離して分析しましたが、残りについては分析に至らなかったと。タール状のものということと、それからドラム缶にそういった枯れ葉剤特有のラインが入っていないという部分から、当時はそういう枯れ葉剤というものは念頭になかったということです。

○又吉清義委員 最後にぜひ、この返還跡地にそういったものが今後も出てくる可能性もあるかと思えます。もう一つ気になるのは、やはり飛行場では飛行機を洗浄するというのですか、あれもかなり特殊な洗剤だと聞いているのです。やはりそういうものも皆さんが正しく調べて、調査していただいて、そういった飛行機を洗う洗剤も一体どうなっているのか。そうであるならば、これも今、米軍はどのような処理をしているのか。その辺もしっかり今後のために調査し、そういったことをすることによって、跡地の返還は非常にスムーズにいくかと思うのです。返還された後にこの土壌をとってみて、こうではなかったということになると大変なことになりますので、その辺もぜひ調査していただきたいと要望します。最後に、その辺も把握しておられるかどうか。

○下地岳芳環境企画統括監 処理方針でも述べておりますように、私どもは具体的な事案が出れば、基地内であればその立ち入りを求めて、実際に現場に入って原因を究明したいと。いつでもその体制は整えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
前田政明委員。

○前田政明委員 先ほど来問題になっているオスプレイの安全性についてです。これまで本会議でもやられていますし、地元新聞でもいろいろな方々の証言などがやられています。このオートローテーション機能について米国関係者の発言などもあります。県当局は大体どういう認識を持っているのでしょうか。

○又吉進知事公室長 オスプレイの安全性につきましては、まず開発段階に事故があったということで、この安全性に疑義なしとしないという観点で情報収集を続けていたわけですが、その後オートローテーションの問題であるとか、いろいろな情報が入りまして、これはしっかり政府に説明責任があるということで、29項目のさまざまな問題に対する質問状を出したと。この件については

まだまだ回答が不十分だという中で、やはり安全性につきましても現時点では完全に説明がなされていないと考えております。

○前田政明委員 皆さんが29項目、オスプレイに関して宜野湾市長と一緒に出されたことについて、不十分だというところは具体的にどういうところですか。

○池田克紀基地対策課長 昨年の6月に29項目について質問を行いまして、先年9月1日に1回目、12月20日に2回目、ことしに入りまして去る6月13日に3回目の回答が来ております。県としまして回答済みと考えておりますのが12項目でございまして、残る17項目については再質問の必要がある部分と、回答が不十分という項目がございまして。具体的には、例えば質問項目の中で一質問項目の6でございまして、状況によっては配備計画の修正を要求するかという質問に関しまして、防衛省からは米国政府に配備計画の修正を申し入れる立場にはないということで、質問に対する回答がない部分がございまして。それから、質問項目の中で騒音に関しまして、オスプレイの騒音はどれぐらいかという質問の回答としまして、CH46の騒音と比べて飛行時はより小さくなる、着陸時にはほぼ同等であり、ホバリング時にはより大きくなるという回答もございまして、この中には離陸時の騒音が示されていない等の不十分な部分があると思います。それから質問の中で、騒音被害を最も軽減できる飛行経路と飛行モードの組み合わせパターンを示していただきたいという質問に関しましては、普天間飛行場においてはすべての航空機が定められた既存の飛行経路及び飛行規則に従い運用されることから、騒音被害を最も軽減できる飛行経路と飛行モードの組み合わせパターンをお示しすることは考えていないという形で回答を拒否した例等々ございまして、29項目中、17項目については回答が不十分と考えております。

○前田政明委員 皆さんの立場からしても、今は十分納得がいかないということではよいわけですね。

○又吉進知事公室長 不十分だと考えております。

○前田政明委員 安全性の問題で地元の新聞—沖縄タイムス、琉球新報それぞれオスプレイの元分析官の方が、いろいろ議会でも証言されている内容などが説明されていますけれども、その内容と皆さんの認識についてお聞きしたいと思います。

○又吉進知事公室長 リボロ氏ですか、元分析官の主張なり、あるいは論点というものは、私どもが思うにマスコミから受けているわけでございます。その中で、やはり御指摘の部分は県民の不安につながるものだと考えておきまして、それはそれでしっかり日米両政府に照会しながら、その事実を確認している状況でございます。

○前田政明委員 米国防総省の国防分析研究所で同機の分析に携わっていたレックス・リボロ元主任分析官。実は、新聞赤旗の記者がワシントンで取材しまして、その中で証言していただいているのです。その中で、政府の説明は真実ではないということで、リボロ氏の証言として、ヘリコプターモードで故障した場合には、固定翼モードへの変更はマニュアルで禁止されている。ヘリコプターモードで自動回転機能が発揮できるかどうかは危険すぎるため、実証する試みさえされていない。600メートル以下の高度でエンジンが故障したら操縦不能になり、死亡事故につながると強調し、沖縄の方々の懸念は理解できますと。海兵隊と日本政府が真実を話さずうそをつくなら、もう信用できない。こういう気持ちが沖縄で起こっていることでしょうか。県民が真実を要求するのは当然ですと発言しております。これについて、何か感想がありましたらお願いします。

○又吉進知事公室長 リボロ氏の分析にかかわらず、県も早い時期からこの航空機の特徴—ヘリコプターモードと固定翼機モードの両方が持つ特性から、その中間のヘリコプターでもない、固定翼機でもない状態にこれまでの飛行機になかったような特性があるのではないかと認識しておきまして、それが例のオートローテーションの話につながるわけでございます。オートローテーションの話につきましては、当時の北澤防衛大臣が国会で、オスプレイのオートローテーション機能は十分にあると承知をいたしておりますと、これは昨年ですか、答弁しております。やはり、このリボロ氏の証言でありますとか、あるいはその他の専門誌でもさまざまな機能についての疑義が示されておきまして、これは県としても現時点では納得しておりません。したがって、オートローテーションについてはより詳細かつ具体的な説明をしていただきたいということを求めているわけでございます。

○前田政明委員 国会でうちの赤嶺政賢衆議院議員が森本防衛大臣に、安全と言うけれども、どうやってこのオートローテーション機能を実証するのかと質問したら答弁不能で、それはこのリボロ氏も言っていますけれども、危なくて

実証実験ができないと。だからシミュレーションでやっているということで、この証言では、もしそれをやると死亡事故につながるということで、いわゆるそういう面では実証されていないと。防衛大臣も実証したのかと聞いたら答弁不能になりまして。そういう面では、ずっとかかわってきた方がそう断じているということで、私は、ここのところは本当にそういうオートローテーション機能がないと。プロペラの面積が70%、重さがC H46の倍ということで、これは知事公室長も言われたように、物理的にエンジンがとまったらすぽっと落ちるといふ仕組みになっているわけで、それを試みることもできないという形も述べております。そういうことで、オートローテーション機能は日本の航空法などではしっかりと義務づけられていると思いますけれども、そこについてはどうですか。

○池田克紀基地対策課長 航空法施行規則附属書第1—これは航空機及び装備品の安全性を確保するための強度、構造及び性能についての基準という附属書がございまして、この中の2—2—4—3、回転翼航空機は、全発動機が不動作である状態で、自動回転飛行により安全に進入し、及び着陸することができるものでなければならないという基準が定められております。

○前田政明委員 米国が、そういう日本の航空法にも反するようなオスプレイを飛ばせることができるという根拠は何ですか。

○池田克紀基地対策課長 今回のオスプレイと日本の航空法との関係でございしますが、これにつきましては現在、沖縄防衛局に照会しているところでございまして、例えば航空法の該当規則内容でありますとか、そういった日本の航空法とオスプレイ、オートローテーション機能との関係について、現在照会しているところでございます。

○前田政明委員 日米地位協定の関係ではどうですか。それしかないと思いませんけれども。

○又吉進知事公室長 日米地位協定につきましては、いわゆる管理権が運用も含めて米国側に属すると。また、国内法は遵守に努力する以外は適用されないという形でございますので、こういったものを根拠に機種の変更が行われるものだと理解しております。

○前田政明委員 そのことで、米国は旧日米安全保障条約の第1条で、これに関する管理権は米国の権利だということをもとにして、オスプレイの配備をどうこうすることは米国の権利だと。それで、森本防衛大臣など政府関係はこれに対してどういう見解をとっておりますか。

○又吉進知事公室長 そのあたりのやりとりについては承知しておりませんが、政府は一貫して機種の変更につきましては、きのうの総理大臣のインタビュー等を踏まえたと、口出しはできないといったような表現を使っていたかと思えます。

○前田政明委員 なぜ口出しができないのですか。

○又吉進知事公室長 なぜという答えは、これはもう想像するしかないのですが、先ほど来申し上げております日米安全保障条約、あるいは日米地位協定の中で、その運用につきましては米側の裁量に任されているということだと思えます。

○前田政明委員 これは防衛大臣が6月29日に一前も言いましたけれども、日本にはその権限はないと。日米安全保障条約の中では米国政府の権限で、日本政府はとやかく言えないと記者会見でコメントしているのです。

次に、この環境レビューで、いわゆるヘリパッドが具体的に明らかになったのですけれども、その数字について答弁をお願いします。

○又吉進知事公室長 環境レビューの中にはLZ、着陸帯と訳すのでしょうか、既存LZにおける運用回数の比較という中で、この着陸帯が示されておりまして、通し番号で言いますと69カ所。これは伊江島補助飛行場、北部訓練場、中部訓練場あるいは行政管理区域といった形で存在するということが示されております。

○前田政明委員 これは、69カ所を選ぶ前の数を書いてありますね。

○又吉進知事公室長 環境レビューの中で、沖縄にある全着陸帯数が89カ所。ボーイング社が適切と判断した着陸帯が77カ所。海兵隊が68カ所でさらに1カ所追加して69カ所と。そういった数字が示されているわけでございます。

○前田政明委員 この数字について、どういう認識をお持ちですか。

○又吉進知事公室長 かねてから着陸帯の存在あるいはその数については、県は再三照会していたにもかかわらず、なかなか具体的に示してこなかったのが、これが明らかにされたのは一歩前進だろうと。ただ、個々の影響等については、かなり精査する必要があるだろうと考えております。

○前田政明委員 大変多いと思いませんか。

○又吉進知事公室長 どういう経緯、理由、さらに使用実態がなかなかわからない中で、多い、少ないという判断はなかなかしにくいと考えております。

○前田政明委員 多いか、少ないかというのは、この狭い沖縄で80何カ所もヘリパッドと言えるものがある現状が初めて明らかになっておりますけれども、私も本会議なりで金武町の資料をもとにして159カ所。そういう意味でも大変ではないかという思いがしたのですけれども、それが80カ所以上もあって、ほぼ沖縄本島全体にまたがっているのは、それだけこのオスプレイが配備された場合に、一応50カ所云々とは言っているけれども、使えるところがあるという面では極めて危険であるし、この狭い沖縄に80カ所もあるのは極めて異常ではないかと認識したのですが、そういう質疑には答えられませんか。

○又吉進知事公室長 大変恐縮ですけれども、そのヘリパッドの数はともかくとして、やはりこの訓練区域、北部訓練場も含めて、沖縄本島に存在するのは大変な負担になっているという認識でございまして、そういう意味では訓練場は広すぎるのではないかと認識は持っております。

○前田政明委員 それで教えてほしいのですけれども、戦術着陸帯について防衛局からどういう説明を受けておりますか。

○又吉進知事公室長 特に説明はございません。

○前田政明委員 戦術着陸帯とはどういう中身ですか。

○池田克紀基地対策課長 環境レビューの中にございですが、戦術着陸帯は着陸、離陸、戦闘状況を想定したアプローチなどの訓練目的のためにのみ使用さ

れると記載されてございます。

○前田政明委員 これは何カ所でしたか。

○池田克紀基地対策課長 戦術着陸帯は合計50カ所となっております。

○前田政明委員 また教えてほしいのですが、制限地着陸任務とは何ですか。

○池田克紀基地対策課長 これも環境レビューの中にございますが、MV22の乗員は、地形、アクセスの可否、植生の点における現実を反映し、さまざまな状況や条件にある着陸帯を効率的かつ効果的に位置確認、接近及び離着陸できなければならないと。この訓練のことを制限地着陸と呼んでいるようでございます。

○前田政明委員 これはすなわち低空飛行ですか。

○池田克紀基地対策課長 即、低空飛行と言われるものかどうかは不明であります。

○前田政明委員 その関係で、環境レビューの65ページですけれども、北部訓練場での地形飛行と移動経路というところの流れの中で、地上50フィートから200フィートの低高度を速度80ノットから120ノットで飛行するという—これはCH46でしょうか。そういう面では、このところはオスプレイもそういうことをやるという記述ですか。

○池田克紀基地対策課長 環境レビューの65ページにございます記述は、CH46Eの飛行の記述だと理解しております。

○前田政明委員 67ページにオスプレイの地形飛行のところがあります。結局は移動ルートを含めて、そういうことをやるということではないのですか。

○池田克紀基地対策課長 これも環境レビューに記載してございますが、MV22中隊も低空での訓練を実施する必要があるが、乗員が地形飛行経路に沿って飛行することはまれになると。こうしたタイプの訓練のほとんどはシミュレーターを使用し、実施すると記述してございます。さらに、MV22の実際の低高

度訓練は、主に着陸帯間を移動しながら、もしくは展開中に実施されると記載されてございます。

○前田政明委員 なぜ私がそれを聞いているのかというと、66ページの図面に移動経路、低空飛行航路と書かれています。この印はそうでしょう。

○池田克紀基地対策課長 66ページの経路については同じ右側の67ページに、MV22は訓練地域の移動や着陸帯間の移動の際には、CH46Eと同じ基本的な移動ルートを使用すると記載されてございます。

○前田政明委員 それで、先ほどから言っている50フィート、15メートルです。15メートルの低空飛行をしている。まれかもしれないけれども、オスプレイもやる。15メートルですよ。先ほど言ったオートローテーション機能はないと。そういう中であのヤンバルの森を、自然豊かな大事なところを縦断するわけです。そうしながら環境には何も問題はありませんと、安全に問題はありませんということで、この15メートルから80メートル近くの低空飛行をヤンバルでやるということでしょう。知事公室長、この辺はこう書いているのですけれども、どう思いますか。

○又吉進知事公室長 そもそも県は昨年6月に質問状を出したときに、ヤンバルの森あるいは北部訓練場で運用されたときの下降気流による影響、さらに排熱が火災を及ぼす可能性はないか等について聞いているわけです。しかしながら今のところ、その部分は排気デフレクターシステムで処理する云々の回答はあるわけですが、まだ我々もおっしゃるような実際の運用の中で、訓練場に影響があるかどうかについては確たる回答はいただいていませんので、これは現在とり行われている環境レビューの検討、防衛省との間のやりとりの中で確認してまいりたいと思っております。

○前田政明委員 このようにヤンバルを縦断して、いわゆる地形に沿って、ゲリラや戦場そのものを想定しているわけですから。それでアフガニスタンでは墜落しているのだけれども、こういう形でノグチゲラ含めて、このヤンバルの貴重な森を縦に一私はこれを見て非常にびっくりしたのです。そして、50フィートから200フィートで地形飛行する。すなわち実際、目で見ながら低空飛行すると。極めて危険な内容だと思いますし、ここはヤンバルの森にすごく影響を与えるのではないかと思います。この辺をまとめてどう思いますか。

○又吉進知事公室長 先ほど来申し上げておりますように、このオスプレイという非常に特殊な性能を持った航空機が県民生活または沖縄の自然環境に与える影響といったものは、県は従前から心配していると。この御指摘の図につきましても、これは訓練場、提供施設の中を飛行するというものではありませんが、やはり森は一体でございますので、何らかの影響があるのではないかと当然心配してございます。したがって、その部分についてももしっかり大いに説明を求めてまいるといふことでございます。

○前田政明委員 これは29項目もそうですけれども、これは本当に沖縄の自然を守るかどうか。それからそこで働いている人を含めて、普天間第二小学校の上空を飛ぶようなことが行われるわけですから、そののところがよろしく願いたいと思います。

それから、これは今、全国で6ルートをこうやるわけですけれども、それは時間がないので置いておきます。いわゆるその結果、北部訓練場そのものは、全体としてこの環境レビューではどのような利用状況になるのですか。それから、6カ所の新たなヘリパッドの建設についても環境レビューに書いてありますね。これは皆さんはどのように認識されますか。

○池田克紀基地対策課長 環境レビューの中にごございます訓練及び即応運用というところで北部訓練場が記載されているところでございますが、北部訓練場上空の空域の出入りに関しては、レンジコントロールにチェックイン及びアウトする必要があると。いずれかの北部訓練場の着陸帯に着陸し、または地形飛行経路に沿う航空機に進入・出発の許可を行う必要があると。さらに、他の訓練の航空機または訓練を行わない航空機と火災を確実に離すため、手動制御の原則が常に適用されると。着陸帯への発着はレンジコントロールによる許可をされている場合以外、人員及び地上訓練区域上を飛行する場合は、最低500フィートの対地高度を維持しなければならない。現在、12カ所の着陸帯におけるCH46Eの年間運用は合計で約6800回である。制限値着陸の回数に関しては問題はないという感じで記載されてございます。

○前田政明委員 訓練回数としては、どのぐらいふえるのですか。

○池田克紀基地対策課長 環境レビューの中には、北部訓練場及び中部訓練場の着陸帯使用が減少し、伊江島補助飛行場の運用が増加することより、全体として約12%減少するという記載と、それから、現在のCH46の運用とMV22に

なった場合の運用の比較がございしますが、これについては各LZ、着陸帯ごとに記載されておりまして、北部訓練場全体で何回から何回という記載ではございません。ただし、LZの種類によっては減っているところもございます。

○前田政明委員　それで、この東村高江の新たなところはオスプレイが使うわけですね。

○池田克紀基地対策課長　建設予定の着陸帯についても、環境レビューの中でMV22が使用するという予定になってございます。

○前田政明委員　この環境レビューの中で、複数着陸ができるところが何カ所かとあります。これは複数機が着陸するというのでしょうか。

○池田克紀基地対策課長　環境レビューの中で、複数の航空機の着陸が可能である着陸帯があるということでございます。その中の12カ所のうち、伊江島補助飛行場が2カ所、中部訓練場が8カ所、北部訓練場が2カ所ですが、12カ所の着陸帯における着陸地点の数が、2カ所から10カ所まで開きがあるが、通常は2カ所から4カ所であるという記載がございます。

○前田政明委員　北部訓練場の2カ所はどこですか。

○池田克紀基地対策課長　環境レビューの49ページでございしますが、49ページの表の2の6の中に、多様な航空機の着陸を支援可能かということで、北部訓練場の中ではLZ17、LZファイヤーベース・ジョーンズが多様な航空機の着陸を支援可能かというところでイエスと記載されてございます。

○前田政明委員　わかりやすく言えばどこですか。

○池田克紀基地対策課長　言葉では少し説明しにくいのですが、環境レビューの中の55ページに北部訓練場の中の着陸区域がございしますが、この中でLZ17、LZファイヤーベース・ジョーンズが具体的に図示されてございます。

○前田政明委員　これは今のN4でなくて、新しくつくられているところではなくて、既存のところですか。

○池田克紀基地対策課長 既存の着陸帯だと思います。

○前田政明委員 N4も入ってませんか。N4は2つとめられるような広さだけれども。

○池田克紀基地対策課長 入っておりません。

○前田政明委員 先ほどありましたけれども、東村の村長も新聞も含めて、赤旗の取材にも答えていますけれども、やはりこのオスプレイを配備する前提ではおかしいと。環境影響評価—環境アセスメントのやり直しを含めて必要ではないかと。そういう面で、このオスプレイの配備は許されないと。知事とともに県民大会も成功させたいと述べています。少なくとも皆さんの立場で言えば、安全が確認されるまで、要するに、今こういう形で極めて危険なものがオートローテーション機能もないと。それからさっき言った上空15メートルの低空で、民家を含めて北部の地域を飛び交うと。その重要な拠点として東村高江につくられようとしている基地が使われるのははっきりしているわけで、そういう中で過半の返還だから、これは結構ですという理屈は通らないと思うのです。少なくとも今、オスプレイの安全が確認されるまではこの工事は進めてほしくないというのが、この環境レビューの実態その他からしても過半の返還云々という前に、こういう形で県民の命を守るべき知事、県がこういう事態になっているにもかかわらず、なお過半の返還は結構ですと、どうぞ東村高江の工事は着々と進めてほしいということについてはおかしいのではないかと。この前、東村高江の座り込み5周年の記念集会がありまして、そこの閉会のあいさつでおかしいなど。何がおかしいかということ、知事が万が一の場合、閉鎖・撤去もやるといいながら、オスプレイが使う基地とわかっていながら、これはやりなさいというのは一体どういうことなのかと。意味がわからないと住民の方は述べていました。私はそのとおりだと思うのです。だから知事公室長、このところは、皆さんの理屈は通らないのではないですか。

○又吉進知事公室長 東村高江のヘリパッド建設につきましては、これまで再三申し上げてまいりましたように、北部訓練場の過半の返還を県は高く評価して、それに付随する措置については認めているわけでございます。その立場につきましても十分地元、東村ともお話をしながら進めてきたと。その立場は現時点では変えておりません。しかしながら、オスプレイにつきましては、再三お話がありますように、県としましても反対の立場をとっておりますので、そ

それはそれでしっかりと政府に申し入れている、その途中であると御理解いただきたいと思います。

○前田政明委員 東村長は、オスプレイでは合意しておらず、前提が違ってくるので、これまでどおりの移設容認というわけにはいかなくなると。SACO合意や環境アセスメントの再確認ややり直しが必要だと。仮に合意の範囲内であったとしてもオスプレイ配備に反対。配備されるのであれば、ヘリパッド移設見直しも含めて再検討しないといけないと地元のマスコミにも言っています。赤旗の取材にも答えて同じようなことを述べているのです。だから、東村と十分打ち合わせをしているのならば、今言っている前提が違う。それは社説だから云々と、機種の変更で抜本的に環境アセスメントのやり直しの対象になりませんか皆さんは言うかもしれないけれども、これはとんでもない。そういう面で實際上、極めてこの危険なオスプレイの拠点基地になる。だから少なくとも、東村長としても条件が違うと言っているのです。その中で今、県はなおこれまでどおりの形で、半年前みたいな答弁をされるというのは、これは東村との調整が十分できていないのではないのですか。東村の村長は、今あなたが言われているような形で、どうぞ勝手に進めてくださいと言っていたのですか。

○又吉進知事公室長 県にしても東村にしても、どうぞ進めてくださいということを書いていないと思います。しかしながら、この沖縄タイムスの記事にもあったと思うのですが、東村の北部訓練場の過半、ヘリパッド移設を条件とした過半の返還につきましては進めていただきたいと、たしかこの報道の中にもあったと思います。したがって、そのあたりはかなり村長としても大変苦しいというのですか、さまざまな決断をされていると大変敬意を払うのですが、今のところ県もヘリパッド移設を条件とした北部訓練場の過半の返還は進めるべき、あるいは進めることを容認しているという立場でございます。

○前田政明委員 今、その話はしていない。仮に百歩譲ってもSACO合意、過半の返還だとしても今オスプレイの問題について、やはり皆さんも安全が保証されない、県民が納得しない。このことは東村高江にも当てはまるのではないのかと。皆さんの立場であっても一過半を返還する、これは結構ではないのですか。だけれども、これだけ危ないとわかっていて県民が納得しない中で、どうぞオスプレイの基地をつくりなさいと、これは過半の返還だからやむを得ないという立場に立つのか。オスプレイの配備は仕方がない、日米安保条約の中で日本政府の権限外だと、米国の権利だと、日本は何も言えないと。SACO

合意があったとしても、SACO合意はもう破綻しているわけで、辺野古の問題にしろ—そこまでは論及しませんが。仮に地元の皆さんとしては5年間座り込みで頑張っていて、その中で少なくとも、今の県民世論からいって知事の立場からいっても、少なくとも安全が確認される間は、工事は地元とよく話し合ってくださいという形で見解を出すのが常識的な中身ではないですか。

○又吉進知事公室長 今、委員のおっしゃった結論には至っていないのが現状でございます。しかしながらオスプレイに関しては、そもそも北部訓練場の影響は県も問題視して問い合わせさせていただいておりますので、その説明は強く求めてまいるということでございます。

○前田政明委員 環境の問題でも、北部訓練場を含めて視界が邪魔になる部分は伐採すると。地形上の問題を含めて、ヘリパッド、オスプレイパッドの安全のために樹木を除去するとなっています。これは208ページ。いわゆるMV22の下降気流は、離着陸や地面のすぐ上でホバリングする際に発生し、すぐ近くにある人工物へ悪影響を及ぼすだろう。大体の場合、着陸地点は既に舗装されているか、植生が除去されていると。それ以外にも他の記述がありますけれども、ヘリパッド、オスプレイパッド周辺の樹木は除去するわけでしょう。その除去する対象は何カ所ぐらいあるのですか。

○池田克紀基地対策課長 環境レビューの208ページでございますが、MV22の下降気流は、離着陸や地面のすぐ上でホバリングする際に発生すると。大体の場合、着陸地点は既に舗装されているか、植生が除去されていると記載されております。また、ヘリパッドの周辺地域は幾つかの種類植物により覆われているということでございまして、この環境レビュー自体に直接、植生を伐採するという記載は見当たらないです。

○前田政明委員 188ページを開けてください。188ページにMV22の運用を受け入れるために、北部訓練場及び中部訓練場の着陸帯の着陸地点の周りで植生を変化させる必要がある。北部訓練場内の9つの着陸帯及び中部云々では除去すると書いてあるではないですか。もし植物の除去が必要ならば、海兵隊云々で4センチ以上については樹木の補償になると。書いてあるのではないですか。

○池田克紀基地対策課長 188ページには、もし植物の除去が必要ならば、植物除去の標準的な手続をとるとして、その手続1としまして、天然資源に与え

る影響の可能性が評価される植物の除去は、いかなるものも作業申請を提出する。2、もし除去される区域が保護種生息地の近くであれば、天然資源調査を行う。3、地元の土地所有者に対して、直径4センチ以上の樹木の補償責任のある沖縄防衛局と調整を行うということで、もし植物の除去が必要な場合の手続が記載されていると。

○前田政明委員 だから、ないということはないではないですか。

○池田克紀基地対策課長 具体的にどの地点で除去が必要になるという記載はないということでございます。

○前田政明委員 本当は伊江島補助飛行場の実態とか普天間飛行場の実態、その他を聞いたかったですけれども、最後の最後で、その普天間飛行場にシミュレーションの機材が搬入されるとあります。このシミュレーターは173ページ、その他にも書いてありますけれども、このシミュレーターの内容はどういう目的なのか、その辺をお願いします。

○池田克紀基地対策課長 173ページに記載がございますが、MV22を飛行するパイロットはシミュレーターを十分に使用し、飛行運用におけるすべての面での訓練や、緊急手続に係る包括的な訓練を行うことができるということございまして、現在のシミュレーターの精巧度、忠実性及び関連したコンピュータープログラムは、航空機技術の進歩にふさわしいものであると。このように事故の発生率は、現在と同じようなものにとどまると予想されるという記載がございます。

○前田政明委員 その前に、先ほどの34ページの地形のところにもシミュレーターがあります。34ページのシミュレーターを少し説明してください。

○池田克紀基地対策課長 環境レビューの34ページに記載されてございますが、2つのコンテナ型シミュレーター施設を既存のコンクリートパッドの延長上に設置すると。装置がパッドに接続する形でコンクリート及び設備で覆われるが、新たに敷地を占有する分は小規模、5500平方フィートであると記載されてございます。

○前田政明委員 皆さんの資料でもMV22オスプレイの中身についてのシミュ

レーション、シミュレーターはさっき言ったオートレーションの訓練とか、そういうのが当然含まれていると思うのですが、皆さんはシミュレーターについてどの程度認識しているのでしょうか。

○又吉進知事公室長 先ほど県は疑念を持っていると申し上げましたが、いわゆる転換モードの中で、どういう状態でこのオートレーションがきく、きかないというのを明確にしてほしいと言っているわけです。証言にありますように、この状態ではオートレーションがきかないとかいろいろなことがありました。それは事実かどうかと。ならば、その際の安全確認はどうするのかと。そういう聞き方をしておりまして、具体的にこれをシミュレーターでどう扱うのかについては聞いておりません。

○前田政明委員 多分、先ほどのいろいろな趣旨からすると、實際上やってしまったら落ちてしまうと。そういう面で、この最新鋭のシミュレーターで訓練しているという実態ですよね。これについては、県としても安全性を確認するために、このシミュレーターの訓練の中身について本当にどの程度技能が高まるのか。そういう面では、皆さんとしても司令官などに申し入れて、そこところは確認する必要はありませんか。

○又吉進知事公室長 こういうものを含めた、つまり緊急時の措置であるとか、それから安全確認の方法については、引き続き確認してまいりたいと思います。

○前田政明委員 今度の環境レビューについては、米国側が初めてクリアゾーンについて、伊波洋一氏が調べてきたものがここに載っております。これについてはどのように認識されていますか。

○池田克紀基地対策課長 環境レビューの中に普天間飛行場という項目がございますが、現在の環境というところで、基地内の面積約40%が滑走路、クリアゾーン、誘導路や駐機場に使われていると。さらに、クリアゾーンはすべての固定翼機使用滑走路にて必要であり、滑走路06/24の両端から伸びている。固定翼機による運用が多くないことから、この滑走路に事故危険区域—A P Z I とA P Z IIを設置することは根拠がない。ヘリコプターの着陸帯に付随する事故危険区域は完全に基地内に位置している。基地外まで伸びるクリアゾーンは、基地外にある居住区域や商業区域といった適合的ではない地域も含んでいるようであると記載されてございます。

○前田政明委員 普天間飛行場の夜間運用は、オスプレイの場合3.7倍となっています。これについて、どのように認識されるのか。

○又吉進知事公室長 まず、夜間運用につきましては、これは現時点でも市民生活に大変な負担になっていると。したがって、これがふえることはとても容認できるものではないという立場です。しかしながら日米合同委員会合意では、これは米側に裁量があると。運用を妨げない限りということになっておりますので、そこは強くオスプレイに限らず夜間運用を極力しないようにと、これまでどおり求めてまいります。

○前田政明委員 やはり環境審査報告書を読んで、極めていいかげんだなど。米国の一方的なやり方で、本当に15メートルの低空飛行をやると。これを全国に広げていくという意味では極めて危険ですし、普天間飛行場も危険性の除去どころか、夜間飛行が3.7倍にふえると。伊江島補助飛行場も何倍にもなると。こういう面では、本当に沖縄全体の普天間飛行場化だし、県民の命を守る知事がそういう状況を踏まえて先頭に立って、全国の関係25都道府県とも連携しながら頑張ってもらいたい。この前、渉外知事会で當銘基地防災統括監が映っておりますけれども、そここのところは大変タイミングもよくて、私は評価しております。そういう面で、最後に今後の対応などが聞ければ終わります。

○又吉進知事公室長 とにかくあらゆる機会を通じて、現実にはオスプレイが配備されない地域との温度差は感じております。しかしながら、そもそも沖縄の基地問題は全国で考えていただく問題、我が国の安全保障の問題としてとらえていただきたいということは再三申し上げておまして、これを強く日米両政府に、あらゆる機会を通じて申し上げるということでございます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

末松文信委員。

○末松文信委員 基地問題については、次々と新しい課題を抱えて大変御苦労さまでございます。私も普天間飛行場の移設問題にかかわってきた手前、こういう課題についても一緒に考えていきたいと考えております。

オスプレイの運用についてであります。今、使っているCH46にしてもオスプレイにしても、それぞれいろいろな評論家、技術者の意見、評価がありますけれども、それぞれリスクはあると思います。今、運用しているCH46のり

スクとオスプレイのリスク、それを比較、検討されたことはありますか。

○又吉進知事公室長 代替機だという意識はしております。ただ、具体的に航空機の比較あるいはその危険性とかになりますと、なかなか何をもって指標とするかという難しい面もございまして、いろいろ試行実験的にトライはしておりますけれども、現時点では、CH46に比べてオスプレイはこうだという結論には至っておりません。

○末松文信委員 基本的に私は、今、使っているCH46については30年経過しているとはいえども、常々リニューアルというか、今の状態を保っていると思うのです。そういった機材というのは、ほとんどそうだと思いますけれども、古くなればその分は取りかえていくと。これは車も一緒だと思うのです。それで今、運用されていると思うのです。ただ、オスプレイについて言えば、ただ後継機ということだけではなくて、オスプレイの性能というか、能力が新しくなっていると思うのです。例えば航続距離が長くなったり、あるいは輸送量が多くなったりと。こういう新しい機材だと思うので、それなりのリスクはあるかもしれませんが、今、県が言われているように、この安全性を確認するまでは配備は困ると。そこで、例えば一般の民間航空機が、我々は何気なく搭乗していますけれども、それも安全性が確保されて、お互い納得しているから搭乗していると思うのです。そういう意味では、軍用機であるオスプレイについて、どこの指標が出れば、どういう指標が出れば、それは安全性が確認できるとおっしゃるのか。あるいはまた、そういう指標は持ち合わせておられるのか聞かせてほしいのですが。

○又吉進知事公室長 確かに、それを安全だと実感する資料というのはなかなか難しい面があると。しかしながら、県はそういったことも含めて、繰り返しますが、当初29項目を出しているわけでございます。ここに安全性、環境への影響といったものも網羅されていますので、少なくとも運用側はこういうものにきちんと誠意を持って答えなければならぬだろうという立場で、むしろ早い時期から県は取り組んでございますので、そこが説明されない中で配備すべきではないと考えております。

○末松文信委員 今の状況を考えると、これを検証するのに相当な時間がかかるのかなという感じをしております。こういう議論ももちろん必要ですが、一方で普天間飛行場の早期返還という課題がそばにあるわけです。その早期返還

についてのプロセスが見えません。そのことについて、このことに議論が集中する余地、ないがしろにされてはいけないなど。そのことで普天間飛行場の移設がおくれて、あるいは固定化につながるようなことがあってはならないと思っておりますけれども、いかがですか。

○又吉進知事公室長　そもそも普天間飛行場は世界一危険な飛行場と言われておりまして、オスプレイが来る、来ないにかかわらず、ある意味では限界の状態にあると認識しております。したがって一刻も早い返還・移設が必要なわけですが、さらにこれがオスプレイという安全性が確認されない機種が来ることによって、市民生活に非常に負担になるということでございますので、その普天間飛行場の移設につきましては、これは強く取り組む必要があると考えております。

○新垣清涼委員長　ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員　陳情第115号を初め、陳情第131号までのたくさんのおスプレイに関する陳情について1点。まず、沖縄県にとって、オスプレイ配備は基地機能の強化だという認識に立っておられるのでしょうか。

○又吉進知事公室長　そのところは、何をもって基地機能の強化なのかが問題になるのですが、県としましては、政府はこれは機種の交代だと言っているわけですし、機種の交代にとどまりませんよと。安全が確認されていない、あるいは県民が実際に不安を抱いている機種が配備されるということは、沖縄県は少なくとも基地負担の増加ととらえますと言っているわけです。機能がどうだというのはなかなかいろいろな面があるかと思っておりますので、一言では言えないと考えております。

○比嘉京子委員　少なくとも基地負担の強化という認識には立っているということでしょうか。

○又吉進知事公室長　オスプレイの不安というものが、基地負担の上に乗っかってきていると理解しております。

○比嘉京子委員　先ほど来の委員会における質疑においても、騒音の問題、低

空飛行の問題、それから安全性の問題、さまざまな問題を勘案すると、やはり県民にとってのオスプレイ配備は、基地負担を軽減するものではないことは明らかであると私も理解します。今、基地負担の増だとおっしゃったので、ならば、安全性が担保されない限り沖縄県はノーですというスタンス、これは当然のことです。6月23日の慰霊の日に総理大臣がはっきりとおっしゃっていました。やはり、目に見える形で沖縄県民の基地負担は考えていかないといけないと。目に見える形で軽減するのだという決意を語っておられたわけです。そうすると、今沖縄県が主張しているのは、安全性に対する担保が見えない限り我々はノーという意見以外に、このことは沖縄県民に対する基地負担の増、これは軽減につながらないという観点も含めて、この2点から沖縄県としては受けられないというメッセージを発信する必要があるのではないかと私は思うのですが、いかがですか。

○又吉進知事公室長 その観点に近いかもしれませんが、とにかく今、沖縄県がいただいている情報あるいは現状認識という中では、オスプレイという機体については沖縄県としても安全が確認できていない。したがって配備には反対であるということを申し上げています。それを基地負担の議論に結びつけるにはまだやりとりがあるのですが、配備が強行というのですか、実施されることは、これは負担の増だと認識してございますので、政府においてはしっかりとしたスタンスでもっと沖縄に対応していただきたい、説明を尽くしていただきたい、あるいは説明がもしということであれば、所要の対応をとっていただきたいと申し上げているわけでございます。

○比嘉京子委員 これはぜひ、総理大臣が目指している沖縄の負担軽減という発言にも矛盾するのだということを踏まえて、その点も主張していただければと思います。

次に9ページ、陳情第128号、北部訓練場におけるヘリパッドの問題ですが、件名としてオスプレイパッドと書いてあるわけなのですが、沖縄県はオスプレイパッドという認識はされているのですか。

○又吉進知事公室長 新設される着陸帯の呼び方は別として、そこでオスプレイが運用されると明記されておりますので、そういう意味ではオスプレイも運用される着陸帯だと理解しております。

○比嘉京子委員 やはりこれも、県の今言ってきている議論からすると、これ

も沖縄県の自己矛盾かと思うのです。結局、SACOを粛々と進めますと容認してきている。しかしながら、オスプレイは反対だと言っている。そのはざまは埋まらないのだろうと思うのです。これは相反しているのです。それで、SACOを優先するのか、オスプレイの危険性を優先するのかという話になるかどうか分かりませんが、少なくともオスプレイが配備されて、そこが使用される場所だということを考えるならば、やはり主張の一貫性としては、これはSACO云々よりもオスプレイが使用されるとするならば、御当地の村長もおっしゃっているように前提が違うのだと。だから、この工事は見直すべきだという方向に行くべきだと思うのだけれども、どういう考えで今、工事を容認されているのですか。

○又吉進知事公室長 村長は見直すべきだと言っていないと思います。これは報道が正確かどうか分かりません。しかしながら、この報道も踏まえて東村、地元とは話をしております。オスプレイ反対という意味においても、東村と沖縄県のスタンスはそれぞれ変わっていないと思います。したがって、現時点ではSACO、北部訓練場の返還を進めていただきたいという立場、それとオスプレイ反対という立場があるということでございます。

○比嘉京子委員 閉鎖することの代替として、この6カ所をつくるという件で今、県は辺野古を反対してきたけれども、東村高江は容認してきているわけです。しかし、オスプレイを使うとなると、ここに書いてあるように、当初から市民団体はオスプレイ仕様だと。大きさからしてもオスプレイ仕様になっていると当初から言っていたわけです。そうすると、やはりオスプレイを前提として使うのであれば、無用の伐採等も含めて、そこは明らかに矛盾している点なので、オスプレイかどうかということがはっきりしない限り、工事についてもやるべきではないという方向には行かないのですか。

○又吉進知事公室長 オスプレイに反対する理由につきましては幾つかの要素があって、その中には当初から県は宜野湾市民、普天間飛行場周辺住民への影響、さらに北部訓練場への影響—これはヘリパッドを念頭に置いたものでございます。そういったものに対する影響をしっかりと説明してくれと言っているわけです。しかし、その説明がなされていない、または途中であると考えておりました、その説明を強く求めております。その一方で北部訓練場の返還につきましては、返還そのものが大変地元にとっても切望されていることとございますので、現時点では進めるべきであるというのが県の立場でございます。

○比嘉京子委員 やはり、オスプレイ使用のためのヘリパッドであるという認識が県にあるわけですから、その原点に立てば、今の工事が強行にされようとして、座り込みをしたりという状況は無用な基地建設になると思うわけです。最初からそういうことだと皆さん承知の上であったわけですが、SACOは粛々とという話があって、ずっとこれまで容認されてきているわけです。ぜひとも一村長が今後、どういう対応をするかによって県は変わるかもわかりませんが、私は県の自己矛盾を感じているし、ここで言っていることと、この一貫性はやはりとるべきであると意見を言って、これは平行線なので終わりたいと思います。

次に、枯れ葉剤の問題です。一番最近の當銘基地防災統括監の会見を見たのですけれども、どうなのですか。何と申しますか、風評被害を招くという発言が最近なされたのだろうか。今まで米国に対して照会をすると、そういう事実はないということで、沖縄県は枯れ葉剤に関してはずっときているわけです。ぜひ検証してほしいと思うのですが、これまでオスプレイも含め、それから過去の密約も含め、ずっと我々が国に照会して、事実を言ってもらったことは何件あるのだろうかと思うのです。つまり、オスプレイの問題はきのう、きょうの話ではなくて、当初から、1980年代から言われているわけです。それを今まで日本政府に問い合わせたりしても、そういう事実はありませんで来て、今日に来たら事実なわけです。そういうことを含めると今、県のとっている防衛省に照会しました、国に照会しましたというようなことで沖縄県の対応はよいのだろうか。今回、研究員の方も何やらそういうポジションを得られていると思うのですけれども、そういうことに対しては、我々に対してはそう答えざるを得ないかもしれませんが、裏で事実かどうかという確認は着々とされていると理解してよいのですか。

○又吉進知事公室長 オスプレイの件で言いますと、正式に日本国に配備通告があったのが6月29日であります。しかしながら今、委員がおっしゃったように、これは非常に沖縄にとって重大な問題になるという認識は県にはございまして、それが昨年質問状になっておりますし、それ以前からオスプレイの情報収集はしております。ただ、行政機関としては当然、政府に対して再三照会をかけていくことは続けてきたわけです。その都度、まだはっきり決まっていないということとございまして、やはりそこで懸念される状況でありますとか、オスプレイの問題点はそれぞれスタディーはしてきたわけでございまして、そういう意味では、非公式にこの問題以外の問題につきましても、情報収集は怠っていないと申し上げてよいと思います。

○比嘉京子委員 額面どおりのことではなくて、沖縄県としてその裏をきつちりと別ルートで情報収集しながらも、それを持ちながら知事は対応といたしますか、国に対しては質問等をしてきたと理解します。この枯れ葉剤問題ですが、今日まで退役軍人等の証言の信憑性がないという問題も言われていますけれども、少なくとも元高官がその事実を言っているわけです。そういうことに対して、これまでの経緯と同じように、皆さんのその事実における調査は欠けていると理解してよいのですか。

○又吉進知事公室長 これも政府とはさまざまなやりとりがありました。この信憑性等云々についても、これで結論が出されたので終わりかと申しますと、やはりこれまでのさまざまな基地問題というのは、我々の知り得ないようなところから情報が入ってくる場合もございますので、そこは注意してございます。ただ、県は県として、これは大きい意味で環境問題であるということで、環境生活部は独自に現在ダイオキシンといったものがそこに存在しないか、あるいはその健康被害を訴える方がいないかという観点から、これはいろいろできる限りのことはしております。これでも完全に終わったという結論は出ないでしょうけれども、引き続き政府への照会、あるいは環境の面からのアプローチといったものは続けていくことにしております。

○比嘉京子委員 少なくとも、米国で退役軍人が沖縄県で被曝したことを認められて、医療費等の提供を複数名されているわけです。その事実に対してどう考えているのですか。

○又吉進知事公室長 そのあたりも大変気になるところであります。その退役軍人省の判断の中に、沖縄のどこどこで被曝してといったようなデータが示されているかどうか非常に気になったのですが、退役軍人省のスタンスとしては、これも外務省を通じて照会しておりますが、個々のケースについてはその判断基準を示さないという回答がございまして、それ以上とまっていることになっております。したがって、それなりのお金が払われた事実だけは知っておりますが、そこに至った具体的なファクトについては関心を持っておりまして、現時点では情報を持っていないということでございます。

○比嘉京子委員 那覇軍港のエージェント・オレンジで被曝したという彼の主張を言っているわけで、具体的な場所も含めて、ある人は証言しているわけです。もう一人はその作戦を実施した人、米陸軍の元高官が沖縄タイムスのイン

タビューに答えて、実施した記述を非常に具体的に一例えば、北部に散布したときに24時間以内に葉が茶色くなって枯れ、4週間目にすべて落葉した。週に1度の散布で新芽が出ないほどの効果が確認された。具体的な散布面積は覚えていないと話した上であるけれども、なぜ沖縄でやったのか、それはベトナムと気候的に似ているからと。しかも、沖縄の北部はジャングルに見立てられるからと。これは明らかに沖縄県としては看過できない証言の数々ではないかと思うのです。どうですか。

○又吉進知事公室長 今、おっしゃったことは大変重たい内容でありますし、また、これを報道等で見た県民がいかなる反応をするかということについても、これは私どもも実感しております。やはり県のアプローチとしましては、これは環境問題、ある地点でダイオキシン等が検出されることがある、あるいは蓋然性が非常に高い場所が特定できるといったことがあれば、これは直ちに全力を挙げて取り組むべきだと思いますが、なかなかそういった情報が入ってこない現状です。

○比嘉京子委員 だからこそ、額面どおりではないという前提でお話ししているのですが、沖縄県独自にこれだけの証言、それに対する保証、そして実施した人、そういう人たちがかなり出て、大もとの民間の調査データを皆さんが分析しているかどうかだけでもお聞きしたいと思うのです。この本体、ある意味で皆さんは、オリジナルの調査報告等の分析等はされていますか。

○又吉進知事公室長 現時点では、オリジナルの原本は入手できておりません。

○比嘉京子委員 ジャパンタイムズのジョン・ミッチェル氏などたくさんの証言、20人以上と言われている証言等も含めて、皆さんはそれをお読みになったりはしていませんか。

○又吉進知事公室長 その報道につきましては、それぞれ入手してしっかり見ております。

○比嘉京子委員 彼の論文等も出ているようですが、やはり輸送から保管、使用、それから廃棄。こういう一連の環境問題について、沖縄県の環境の部署としてはこの問題をどのように位置づけておられるのですか。

○**下地岳芳環境企画統括監** 例えばある特定の地域において、そういった有害物質が発見されたとか、あるいはまた何らかの有害な物質、例えばダイオキシン等が出たとすれば、それを具体的なポイントを絞って調査するというのはしつかりやっています。ただ今、我々が持ち合わせている情報の中では、具体的な場所もつかめない。ハンビー飛行場あたりだとかそういう中では、環境調査はなかなか導入しがたいというところがございます。

○**比嘉京子委員** 特定の場所というのは、お読みになればそれなりに特定されていますから、ハンビー飛行場だけの話ではなくて、運輸経路からどこでどのように散布したかとか、証言があるわけです。ですから、どこをどうやればよいかというだけの話ではなくて、しかも韓国とかカナダとか、他の国々がやっている特徴的なこともあります。物質が一番とどまるのは地下何センチぐらいなのかという問題、水に溶けるか溶けないかの問題、さまざまにあると思うのです。もう少し主体的に沖縄県が取り組んでいくことが日米地位協定の問題—返還前に立入調査をするか、環境の履歴を提出させるかどうか、そういうことについては沖縄県はどうされるつもりですか。

○**又吉進知事公室長** まず、場所の特定ですが、実は北谷町長などともそういった話をしているのです。地元でずっと住んでいる方も、その報道等で示された図面の場所がどこなのかということについてはなかなかわかりにくいとおっしゃっていて、引き続き町と連携しまして、特定しましょうというお話はしております。また、汚染物質の確認あるいは除去については、やはり現在の日米地位協定の壁に阻まれて、それが仮に返還予定地であってもなかなかうまくいかない実態がございます。したがって、やはりいずれは返還されるという前提で、提供施設の中については、引き続き県の環境部門が必要に応じて立ち入りを認めさせるといった仕組みをつくってまいりたいと思っています。

○**比嘉京子委員** ただいまの発言は、非常に前向きで評価できると思います。やはり、これは沖縄県における米軍従事者、基地内における労働者も含めて多くの証言を得る必要があると思うのです。皆さんが処理概要のところ、今後とも新たな事実関係も含めて情報収集を行っていくと書いてありますので、沖縄県の基地従業員を含めて、その事態にかかわった方々の証言をもっと積極的にとるべきではないか。もちろんこれは健康的な被害も含めて、本来だったら疫学的な調査もすべきかもしれないと思うのです。1点だけ福祉保健部の方に、今後、健康被害について取り組んでいく考えはないのかお伺いします。

○国吉広典保健衛生統括監 枯れ葉剤の健康への影響については御存じだと思いますが、ダイオキシンによるものです。ダイオキシンが被曝とか、曝露とかという使い方もされているのですが、ダイオキシンがあるからすぐに健康に影響があるわけではなくて、ダイオキシンによる健康被害は、人の体に摂取されることによって被害が起きるのです。通常的环境中にダイオキシンがあるとかないとかという問題ではなくて、健康との因果関係を究明するのは非常に難しいことで、現時点で環境調査等いろいろ関係する部署が調査した段階で、まだその存在等についての確証等が得られていない段階ですので、現時点では健康調査は非常に難しいと思っております。

○比嘉京子委員 まず、沖縄県においてどうされたのかということ、県がまず—これは米空軍報告書等も載っておりますけれども、ありとあらゆる事実関係をぜひ集めていただいて、環境問題についてどうするのか、健康問題についてどうするのかという全体像をもう少し積極的にやっていただきますようお願いして、終わりたいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
具志孝助委員。

○具志孝助委員 陳情第115号、オスプレイ反対の県民大会についてですが、この県民大会、オスプレイに対する県民感情とすれば、安全性の確認ができていない現在ではすべての県民が配備反対だと。これには全く異議はないのですが、この大会について各団体から知事に出席要請が出ているのですが、知事は、この件についてはいつごろ結論を出せばよいというぐあいに考えてらっしゃるのですか。

○又吉進知事公室長 これは一義的に知事が、我々行政が知事に上げていくデータがございます。また、知事の政治的スタンスといったことも総合的に判断することがございますので、今、私がここでいつごろだということは申し上げられない、その情報を持っていないのが現実でございます。

○具志孝助委員 かつて普天間飛行場県外移設・県内移設反対県民大会の際も、知事は出席についてかなり慎重に考え抜いて、最終的には出席を決められたのです。県民世論に押された形でという印象が強いのですが、私は県知事のリーダーシップというか、県知事の主体性からすると、そういうもので

はなくて、主体的にきちっと考え方を明らかにして、出席すべきだと判断するのであれば、早々にそういう決断を下すべきであると考え、知事の立場から見合わせたいということであれば、ぎりぎりまで追い込まれて態度を決めるということではいけないと思うのです。もっと主体的に、きちっと知事らしくあるべきだと思っているのです。具志孝助は一体全体どういう立場だと思われているのですが、私は結論から先に言うと、知事は出席すべきではないという立場です。こういう大衆運動というのか、市民運動には、知事が議会でも答弁されているとおり、行政の最高責任者の立場からすれば、みずから直接身を置くべきではない。一定の距離をもって、第三者的立場で県民世論をしっかりと把握して、これが沖縄県民の意見だとクールな立場で交渉する。申し上げたいことは、例えば政府と折衝するときの沖縄側当事者の最高責任者で、相手は政府側の責任者、お互いの責任者の立場というのは客観的にあるべきです。運動体の一員になってしまったら、これは当事者資格を失っていると思うのです。私はそういう立場です。だから、この種のもは県民運動体に任せて、知事は知事の立場でそういうことをしっかりと理解した上で交渉に当たることが、対等の立場で話し合いができるという立場を確保するために絶対望ましいと思うのです。一方の側にもろもろにつかって、まさにその団体、運動体の代表者の人が相手側と交渉するとなると、私は交渉相手ではなくなると思うのです。特に沖縄という立場は、他府県とも違っていろいろな政府とのかかわりがあるのです。何か基地問題がすべてのような感じがするのですけれども、まさにこれからの沖縄の自立をうたっている沖縄の振興策をどう生かしていくか、駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律一軍転特措法をどう生かしていくかというのは、まさにこれからの沖縄の命運を決める立場だと思っています。沖縄21世紀ビジョンを実際に実現していくという知事の責任は相当なものがあると思うのです。そういうもろもろのことを考えると、オスプレイの配備反対という県民大会と一緒にあって、その一員となると、この代表者として政府と対峙していくことのリスクのほうが大きすぎると思うのです。県民は知事をもっと大事にとっておいて、交渉には第三者的な立場をしっかりと確保して、沖縄県民の意見はこうだと、この意見に対してしっかりと交渉してもらいたいと。あくまでも知事はニュートラルな立場で当事者対当事者という、第三者的な立場で交渉していくというみずからの立場を確保するためには、絶対にそういう運動体の鉢巻きを掲げて、エイエイオーと言って、先頭に立ってやるべきではないと思うのです。その翌日に交渉をする。この1件についてだけならまだよいですけれども、あしたはまた別の交渉をやらなくてはならないと。沖縄はそういう問題が余りにも多すぎるのです。そういうことを考えると、私、個人的には

県民の側が、我々が理解して知事はよこすなど。知事の第三者的な立場をしつかり確保してあげるべきだと私は思っているのです。知事はみずからの理解で発言しているのですが、自分の意思も、そして宜野湾市における市民大会の代表者との交渉の際にも陪席して、ちゃんと知事としての意見も申し上げている。それでよいのではないかと実は思っているのです。そこで、質疑しなければいけないわけですが、宜野湾市の市民大会に知事は出席していなかったのですけれども、あの大会では知事に出席要請はなかったのですか。

○又吉進知事公室長 正式な出席要請はございませんでした。

○具志孝助委員 これは、皆さんはどのように解釈していますか。

○又吉進知事公室長 具体的な理由は示されていないわけですが、その後、佐喜真市長ともいろいろお話しする機会がございました。やはり市民主体の市民大会として開催したと。私は現場に行きましたけれども、確かにそこに出て発言された方はすべて市民、かつ会場の中央にも宜野湾市民の方の席ができていてということで、宜野湾市民のこの問題に対する大変な不安感というのですか、決意を示すという意味で、市民主体で行われたという趣旨のことをおっしゃってましたので、あえて知事を一メッセージは出しましたが、そこで発言する機会がなかったのは、そういう理由だと思っております。

○具志孝助委員 改めてお伺いしますけれども、県民大会の意義についてはどのように考えていますか。

○又吉進知事公室長 県民大会は1995年の少女暴行事件を初めとしまして、やはりこの基地問題でいえば、基地に対して抱える沖縄県民の大変な不遇というのですか、さまざまな問題を表現するに当たって、やはりみずから声を上げたいという多くの方々の行動だと思います。したがって、その意義とかその辺に至る経過は、県としても大変重く見ているということでございます。

○具志孝助委員 処理概要にも書いてありますけれども、県民大会の意義については知事もちゃんと評価していらっしゃる。ただ、行政の長として果たしていかにあるべきかというところで、今いろいろとお考えになっているのですが、稲嶺前県知事が県民大会に出た後にじかに聞いたのですが、県民大会で鉢巻きを締めて、県民大会にエイエイオーと参加して、デモにも参加して、それも写

真にも載って、その後政府交渉に臨んだとき一稻嶺前知事は後ほど自戒していたのですけれども、あのとき大変気まずい思いをしたと。あれはそうすべきではなかったと、本人はしきりに言うておりました。あれはやはり出るべきではなかったと。知事たるものが鉢巻きを締めて、ああいうところに立つべきではないなど。終わった後にしみじみと感想を述べておられた。これは私が直接聞いたお話です。県知事は去る県民大会に出席されたのですが、仲井眞県知事はそのときどうでしたか。去る県民大会に参加した感想は聞いていませんか。

○又吉進知事公室長 具体的な感想は余り明示的におっしゃいませんでしたが、やはりあそこで県民大会に出るという判断は、それはそれで知事として適切であったと言うております。

○具志孝助委員 知事が政府折衝をするときの大抵の場合、知事公室長は陪席していらっしゃるのですが、その姿を見て、ああいうところでこぶしを挙げてやることについては、今、私が言う交渉の相手方としてどのように考えますか。

○又吉進知事公室長 これはなかなかお答えしにくいのですが、政府の方針にある種異を唱えるという観点からすれば、政府は歓迎しないであろうというのは常識的に見て考えられるわけです。ただ、普天間飛行場の県外移設でありますとか、そういう明確に政策なり、あるいは公約として持っていることにつきましては、先方が嫌がろうが知事ははっきり申し上げておりますし、そういう意味では遠慮はないという現状でございます。

○具志孝助委員 おっしゃるように、ああいうことは決してよい印象を持たれないと私は思うのです。意見はきちっと言えるし、しっかりと立場は立場、明確に言えるわけですから、私はあえてそこまでやることはないのではないかと。去る県民大会に参加した、いわゆる経験を持った知事だからこそ今、出席すると言え、すぐあしたにはメディアから絶賛を浴びるわけですが、これが参加しないとなったら、恐ろしい攻撃を受けるわけです。それこそ立ち上がれないのではないかと、これが十分に予想されるのです。それが今の沖縄のメディアの雰囲気なのです。それをあえてちゅうちょしているということは、実はそういう負担があるのです。それを支えてあげなくてはいけないと思うのです。知事の立場からすれば、別にそこまで行かなくても、私は十分に意見、県民の気持ちを伝えることができると。どうして私がそこに立たなくてはならないのかという相当な迷いがあるって決断が出せない。そういうものだと思ってい

るのです。それをあえて立たす必要があるのか。幾多の問題を抱える中で、普天間飛行場のオスプレイ配備反対—オスプレイは今こういう状況で、反対は当たり前前の話です。それを知事が先頭に立って、そうだと言う必要が果たしてあるのだろうか。ここはしっかりリーダーとしての冷静な判断を求めたい。時間をかければかけるほど追い込まれて、冷静に判断、正しい判断、素直な判断、これが阻まれると思いますので、こういうことこそ早い時期に腹をくくるべきだと、私はあえて申し上げたいと思っております。

それから、改めてお聞きするのですが、よく政府要人がオスプレイ問題に関連して、沖縄の基地負担の軽減を図るために進めているのだと。先ほど比嘉委員からも、オスプレイの配備がいわゆる沖縄の基地負担軽減につながるのですかと。あるいは基地の新しい移設、施設を県内につくると、これが沖縄の基地負担の軽減につながると言っているのだけれども、全くわかりにくい理屈だと県民には受けとめられているのです。皆さんはどういうぐあいに受けとめていますか。政府要人が沖縄の基地負担の軽減を図る、目に見える形で沖縄の基地負担の軽減を図るために政府は進めていると言っていることについて、どのように解釈していますか。

○又吉進知事公室長 まず、沖縄の基地負担の軽減は一つの基本姿勢だと考えておりますが、その基地負担とはそもそも何かということになりますと、まず沖縄県は広大な面積を米軍専用施設が占めているという形、それから事件・事故が県民生活に大きな影響を与えていること、さらに騒音等の環境への影響、さらに日米地位協定でもって、県民が納得できるような所要の措置がなされないことも幾つかあるわけがございます。その一つ一つを解決していただきたいと県は申し上げていて、それに答えることが政府における基地負担の軽減と考えておりますので、一つの姿勢として基地負担の軽減を政府のしかるべき方がおっしゃることについては大変評価をいたしますが、問題は各論に入ったとき、実際にどういう措置がなされるかといったことが極めて重要であると考えております。

○具志孝助委員 先ほどからの基地負担の軽減を目に見える形で図るというのは、普天間飛行場を移設して、そのことによって嘉手納飛行場から以南の米軍基地を返還すると。今は分離返還に一步進んだわけですがけれども、まず、普天間飛行場を解決しないことにはすべてにつながらない。このことは我々も一致しています。普天間飛行場の固定化を絶対に許さない。これは一致している。ただ、そのときに普天間飛行場の基地機能は日本の防衛にとって必要不可欠な

機能であると。その機能をどこかに移さなくてはならないと。それに対して、沖縄はこれ以上の基地負担は嫌だから県外だと、一致して求めているわけです。これがすべてに優先されなければならないわけですが、そこで具体的にどう進めるかです。これは政府の専管事項、政府の責任、まさに基地問題。政府が主導的にやらなくてはならないのは当然です。ところが、現実はこの被害を受けている、負担しているのは沖縄県であるわけですから、沖縄も当事者の一人としてのいわゆる自覚を持って、これは政府の責任だけではなくて、もっと積極的に沖縄側が動くべきだと思っているのですが、もっと積極的にこれを動かしていく計画とか、ビジョンというのは持ち合わせていないのですか。

○又吉進知事公室長 再三、本会議でも返還アクションプログラムをつくっていきたいということを申し上げていて、なかなかそれが実現していないということでございます。ただ、この問題につきましては、かつて代替施設を条件に合意された経緯があつて、沖縄県も代替施設を容認していた経過があるのですが、その後の政府、政権の迷走等で現在、県が移設を求めている。ならばいろいろな情報を集めて、その県外移設を求めるプロセス、道筋を書こうとしております。ただ、それはなかなか、えてして過去にはさまざまな要素がありまして、非常に苦慮しているという現状でございます。

○具志孝助委員 私が申し上げたいことは、政府の責任だということではなくて、もっと当事者意識を持って、県が積極的に動くべきだと。積極的と言うのは簡単ですが、どう積極的かと言うと、この普天間飛行場の機能をどこかに移すわけですから、全くゼロのところに行くことはなかなか難しいことだと思っているのです。常識的に米軍基地があるか、あるいは自衛隊の基地がある都道府県でないと、可能性としては極めて低いと思います。少なくともそういう条件が合う、そういう所在市町村というのでしょうか、涉外知事会というのか、こういうところをターゲットにして、具体的に挙げて政府と一体となつて、これを働きかけるという計画を具体的に練るべきだと思うのです。県名を挙げて、基地名を挙げて、どういうことなのかと真剣に、これは政府も責任を持って一緒になって、一体となつてやっていくということが、私は絶対必要だと思っているのです。これをぜひ真剣に検討していくというお考えはありますか。

○又吉進知事公室長 方法論としては大変理にかなっているといえますか、確かにそのとおりだと思います。しかしながら現在、県のスタンスとしましては、

県外移設を求める、さらに基地の提供責任が政府にある以上、政府はその県外移設を徹底的に追求すべきである、あるいは県外移設ができない理由をきちんと説明すべきであるということを申し上げているわけです。したがって、この移設先につきましては政府のお考え、政府の責任でしっかり探し、県に示していただきたいというのが現在の県のスタンスでございます。

○具志孝助委員 私は、それが消極的だと言うのです。それではいけませんよと言っているのです。もっと当事者意識を持って、みずから具体的に名前を挙げて、ターゲットを絞って交渉すると。そのときに政府と一体となって、例えばこのことによってどういうリスクがある、どういうことを政府が考えてくれるというメニューを準備して交渉していくと。こういうことをやらない限り、今の国会の雰囲気を見たら、全くここの議論が出てこないのです。沖縄が幾ら県外移設だと言っても、これだけ一致して言っても、沖縄県出身の国会議員が声を出すだけです。しかも委員会でちょこっと言うだけで、全く終わりになってしまっているのではないですか。政府や国会で問題になっていないのです。どうこの山を動かすかといったら、やはり動くしかないのです。今の状態ではもう100年たっても動きません。ということは、結果として普天間飛行場の固定化なのです。これには耐えられないわけです。宜野湾市も耐えられないのです。だからこの間の市長みたいに、どこでもいいから何でもやってくれという不穏当発言というのか、不適切発言が出たではないですか。あれが本音だと思うのです。そう思っている県民が相当にいるのです。それをメディアが拾ってくれないと思うのです。もっとたくさんの意見が沖縄にはあるのだけれども、これがほとんど拾われていないと私は思っているのです。そういうことで、基地問題についてはどうも先に決められてしまって、動きがとれない状況が沖縄にはある感じがするのです。そうではなくて、選ばれたリーダーであるわけですから、自分の任期中はしっかり自分の信念に基づいて、基地問題を解決すると。残任期間を考えたら、もう一刻の猶予もないです。普天間飛行場のめどをつけないと県知事はやめられません。私も一時期を一緒に過ごした政治家として、大変な責任を感じています。我々は一時期、苦渋の選択で普天間飛行場の問題を解決しようとしたのです。それを県外移設でやるとか、このようなありがたい話はないと思って、我々もベストな選択をやらせてもらったのです。これをこのまま、やがて政府がやるだろうということでは、事は解決しないと思うのです。もっと当事者意識を持ってやらなくてはいけないし、基地問題に関しては強い信念を持って動かないと、山は動かないと私は思っております。どうぞ県民大会に対する対応、これもしっかり信念を持ってやっていただきたいと。

沖縄の諸問題という言い方をしますけれども、山とある問題を一つ一つ解決していくためには、知事には相当な責任があります。それをしっかりと貫いていくためにも、毅然たる自分の信念に基づいた対応をやっていただきたいと思います。

○又吉進知事公室長 あらゆる基地問題は大変重たくて、さらに、その歴史はいわゆる多様な問題であることは十分承知してございます。県民大会につきましては、先ほど来答弁させていただいていますが、いろいろな要素がある、委員がおっしゃったような要素も確かにあろうかと思えます。そういったものも踏まえて、最終的に知事に判断していただく。今の御意見もしっかりお伝えした上で、知事の判断を仰ぐというのですか、お待ちするという事にいたします。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室等関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員退席)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決

することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情3件とお手元に配付してあります本委員会付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました請願及び陳情に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、吉田委員から提案のあった県内視察調査の件について委員長から再度提案したところ、各委員から視察調査を実施すべきとの意見の一致を見たので、日程等については委員長に一任し、後日、連絡調整することについて確認があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

以上で、本委員会に付託された請願及び陳情等の処理はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣清涼